

国際法と国際規範*

——「ソフト・ロー」をめぐる学際研究の現状と課題——

齋藤民徒

概要

冷戦終結後、国際政治学・国際関係論において規範の重要性が見直されてきた。これとともに、北米を中心に国際政治学・国際関係論と国際法学の相互接近が試みられ、一定の研究成果が出されてきている。そのような研究動向の中、従来、国際法学において「ソフト・ロー」と呼ばれてきた各種の「非法」規範についても、新たに研究が進められてきた。本稿は、このような国際規範研究の最新動向の現状と課題について、国際法学の見地から、「遵守」研究の問題点、「法」と「非法」の区別の問題等を論じる近時の諸業績に検討を加え、大沼保昭の提唱する「行為規範／裁判規範」概念の国際規範の基礎理論としての可能性を探究し、「法」と「非法」の区別の実態を分析するための理念型として、「適用」／「援用」／「参照」という規範使用・作用の三類型を提案するものである。

キーワード

国際規範, ソフト・ロー, 遵守モデル, 「法」と「非法」, 行為規範と裁判規範

I. はじめに

1991年6月17日、南アフリカの国会は、最後のアパルトヘイト関連法であった人口登録法を廃止し、これを受けてデクラーク大統領が「いまやアパルトヘイトは歴史上のものとなり、全国民がアパルトヘイトから解放された」と宣言した¹⁾。そこに至るまでに、国際規範が果たした役割については多くの論者が指摘する通りである²⁾。日本では、外国人

* 本論文は、レフェリー2名による審査を経て掲載が決定された。レフェリーの御二方を始め、草稿に有益なコメントをくださった皆様に心から感謝申し上げます。

1) もっとも、全人種参加の選挙が挙行されたのは、1994年4月のことである。

登録法改正によって、1993年1月8日に在日韓国朝鮮人等に対して指紋押捺制度が廃止され、2000年4月1日には指紋押捺制度が全廃されるに至った。この過程において国際人権規範が一定の役割を果たしたことも記憶に新しい³⁾。さらに、冷戦終結に至る過程で、ヘルシンキ宣言を始めとして、人権規範が一定の役割を果たしたことも指摘されている⁴⁾。

冷戦終結後、国際政治学・国際関係論において、規範の重要性が見直されてきた⁵⁾。この規範への関心の高まりとともに、北米を中心に国際政治学・国際関係論と国際法学の相互接近が試みられ、一定の研究成果が出されてきている⁶⁾。そのような研究動向の中、従来、国際法学において「ソフト・ロー」と呼ばれてきた各種の「非法」規範⁷⁾についても、新たに研究が進められてきた⁸⁾。2000年に最終的な研究成果⁹⁾が出版された米国国際法学会の共同研究プロジェクト（以下、「ASIL 研究」）は、そのうち最も重要な研究の一つである¹⁰⁾。この ASIL 研究を含め、新たな「ソフト・ロー」研究が明らかにしているのは、

- 2) 代表的研究は、Klotz, A., *Norms in International Relations: The Struggle against Apartheid*, Cornell Univ. Press, 1995.
- 3) 国際人権法が日本の国内法に与えた影響についての近時の詳細な研究として、Iwasawa, Y., *International Law, Human Rights and Japanese Law: The Impact of International Law on Japanese Law*, Clarendon Press, 1998.
- 4) 近時の実証研究として、Thomas, D., *The Helsinki Effect: International Norms, Human Rights, and the Demise of Communism*, Princeton Univ. Press, 2001.
- 5) *International Organization*誌 2000年夏季号 (vol.54-3) の“Legalization and World Politics”特集を参照。その他、国際政治学の近時の研究動向を知りうるものに、日本国際政治学会編『国際政治』124号(2000年)の特集「国際政治理論の再構築」がある（もっとも、同特集序章の冒頭において、田中明彦は、「冷戦終結」のみが国際政治理論の再構築を促す動因ではないことを指摘する）。なお、現代国際関係における道徳や倫理に関する考察は、R・ニューバー、E・H・カー、H・ブル、S・ホフマン、C・ベイツなど、1990年以前にも欠けていたわけではない。その一例として、Nardin, T., *Law, Morality, and the Relations of States*, Princeton Univ. Press, 1983.
- 6) この動向を代表する一人にスローターがいる。Slaughter, A.M., “International law and international relations”, *Recueil des cours*, vol.285 (2000), pp.13-249. より長期的な両学問の関係については、大沼保昭「国際社会における法と政治」国際法学会（編）『国際社会の法と政治』（三省堂、2001年）；Onuma, Y., “International Law in and with International Politics: The Functions of International Law in International Society”, *EJIL*, forthcoming (2003). シンプソンは、学際的視点が新しいわけではない例として、1884年の Stephen, J.K., *International Law and International Relations*, Macmillan, 1884 を挙げている (Simpson, G., “The Situation on the International Legal Theory Front: The Power of Rules and the Rule of Power”, *EJIL*, vol.11(2000), p.440, fn.3).
- 7) 「法」と「非法」、「規範」、「ソフト・ロー」等の用語は各論者によって様々な意味に用いられており、この点の整理も必要であるが、別の機会に譲る。本稿では、さしあたり、総称として「国際規範」または単に「規範」の語を用い、法学的視点から「法」と「非法」の区別を行う場合に生じる概念分類として、「法規範」と「[非法]規範」の語を用いる。なお、「ソフト・ロー」という用語は、従来の研究動向に言及する場合、または論者の用語法に一時的に拠る場合に便宜的に用いる。
- 8) 一例として、Abbott, K.W. and Snidal, D., “Hard and Soft Law in International Governance”, *International Organization*, vol.54 (2000), pp.421-56.
- 9) Shelton, D. (ed.), *Commitment and Compliance: The Role of Non-Binding Norms in the International Legal System*, Oxford Univ. Press, 2000. (同書の第I部が理論研究、第II部が実証研究であり、第II部には環境・資源、貿易・金融、人権、軍縮分野について20の論文が収められている。)
- 10) Johnston D.M., Book Review, *AJIL*, vol.95 (2001), p.709.

「非法」規範も、現実の国際政治・国内政治において重要な役割を果たしうるということである。これは、実務的には自明に近いことであった。これらの研究の新しさは、そのことを、学際研究の対象として理論的・実証的に明らかにしようと試みている点にある¹¹⁾。

この新しい研究動向は、規範をかつて軽視してきた国際政治学・国際関係論にとっての自己回復であると同時に、「非法」規範を十分に語ってこなかった国際法学にとっての自己回復であるようにもみえる。

だが、国際法学にとって、「非法」規範を積極的に語ることは、自己破壊ではないのか。現代において、「法」と「非法」の区別は、国際法の共同観念を成立させる国際法実践の根底にあり続けてきたのではないか。国際法学が「非法」規範をさほど語ってこなかったのは、国際法実践と国際法学との根源的な共生関係かもしれないし、国際法実践に対して国際法学が示す配慮かもしれない。あるいは、国際法学自身による国際社会の構築に向けた一つの投企かもしれない。いずれにせよ、物事を最低の鞍部で越えるべきではない。「非法」規範に対する国際法学の消極性を、たとえ実態に近くとも、実定法主義的国際法学による無意識・無批判の「リーガリズム」であると言って済ませることはできない。支配的国際法学が「非法」規範を語ってこなかったことに積極的意味がある可能性を改めて考える必要がある¹²⁾。このことを真剣に捉え続ける限り、国際法学の現在から「非法」規範を語りうるまでの道のりには、乗り越えるべき幾つもの困難があるはずだろう。

本稿は、このような問題意識を前提として、ASIL 研究を始めとする国際規範研究の最新動向に検討を加えるものである。限られた紙数内で、国際法学からの国際規範研究に向けて、少しでも歩みを進めるべく、包括的なレビューよりも、問題意識と響きあう少数の研究をなるべく丁寧に読み解くことを優先する。

本論の構成は以下のようになる。次のII章では、リチャード・ビルダーの論文を主な素材として「遵守」研究の問題点を考察する。ASIL 研究が焦点を合わせた「遵守」研究は、国際規範研究の最新動向であると同時に、国際規範研究にあたって予め警戒すべき多くの問題点を含んでいるからである。III章では、国際法学から国際規範研究に向かうにあたって切実な課題となる「法」と「非法」の区別の問題について、中村耕一郎とスティーブン・ラトナーの研究を検証する。IV章では、前章の「法」と「非法」の区別の具体的課

11) 国際法学上、かつては「非拘束的合意」論などを通じて、米国よりもむしろ欧州に多く見られた「ソフト・ロー」研究が、現在、なぜ米国を中心に活発となっているかは興味深い問題である。本稿は、このような新たな研究動向の一端のレビューにとどめ、より長期的な研究動向については今後の課題としたい。なお、註6及び註94所掲の文献も参照。

12) 近時、オープンハイムを読み解くことで、現代の支配的国際法学が抱き続けてきた実定法主義等の諸前提を国際社会における一つの政治的企図と捉え、その「主流」たる所以をも解き明かそうとする注目すべき業績がある。Kingsbury, B., "Legal Positivism as Normative Politics: International Society, Balance of Power, and Lassa Oppenheim's Positive International Law", *EJIL*, vol.13 (2002), pp.401-

題を受け継ぎつつ、国際法学が国際規範研究をいかに構築しうるかという問題意識をもって、大沼保昭の提唱する「行為規範／裁判規範」概念につき、国際規範の基礎理論としての潜在的可能性も含めて検討を加える。

II. 国際規範の「遵守」研究——その問題点をめぐる研究動向

1. 流行としての「遵守」研究

国際規範に関する近時の研究動向の特徴として、「遵守」研究を挙げることができる¹³⁾。国際法学における「遵守」に対する関心自体は、近時になって初めて生じたというものではない¹⁴⁾。むしろ、国際法の遵守は、国際法学にとって根源的な問題であり続けてきた¹⁵⁾。もっとも、環境諸条約の増加など、この問題が関心を集める近年特有の事情も存在し、その遵守要因や遵守メカニズムについて、新たに多くの実証的研究が展開されている¹⁶⁾。理論的にも、1990年代に、フランクやシェイスらなどによる研究を通じて議論の進展がみられた¹⁷⁾。ASIL 研究が「非拘束的」規範を研究対象にしながらか、「遵守」の側面に絞ってアプローチしたことも、このような動向に位置づけることができる¹⁸⁾。

しかし、この ASIL 研究も含め、国際規範の研究について、「遵守」という観点からの研究が豊かになればなるほど、「遵守」に不用意に関心が集中されてしまうことの危うさも増す¹⁹⁾。本章では、このような問題意識から、「遵守」研究の動向²⁰⁾そのものではない

13) Kingsbury, B., "The Concept of Compliance as a Function of Competing Conceptions of International Law", *Michigan Journal of International Law*, vol.19(1998), p.345. この研究も ASIL 研究の一角をなす (*ibid.*).

14) 一例として、Higgins, P., *The Binding Force of International Law*, Univ. Press, 1910. (諸国の法律家の信念、外交実務における遵守、条約や慣習法等に依拠する違反者の正当化等に言及しながら、国際法が全体として良好に遵守されていることを指摘し、その基盤としての人間の社会的本性、世論の力などに考察を加える.)

15) 大沼・前掲論文(註6)・8頁.

16) 環境条約の実証的な「遵守」研究の一例として、Weiss, E.B. and Jacobson, *Engaging Countries*, MIT Press, 1998.

17) Franck, T.M., *Fairness in International Law and Institutions*, Clarendon Press, 1995; Chayes, A. and A. E. Chayes, *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Regimes*, Harvard Univ. Press, 1995; Koh, H.H., "Why Do Nations Obey International Law?", *Yale L.J.*, vol.106 (1995), pp.2599-. 大沼・前掲論文(註6)・9頁は、これらの業績もふまえ、遵守を規定する諸要因を、国家の側と国際法の側の双方にわたって列挙している。

18) ASIL 研究のプロジェクトの説明については、Shelton, D., "Law, Non-Law and the Problem of 'Soft Law'", *id.*, *supra* note 9, pp.1-5; このトレンドの延長線上にある近時の実証的研究として、Ho, D., "Compliance and International Soft Law: Why Do Countries Implement the Basle Accord?", *Journal of International Economic Law*, vol.5 (2002), pp.647-88.

19) 規範の「遵守」にとどまることなく、規範の生成や変動についての解明を進める研究があることを否定する

く、「遵守」研究の問題点を論じた研究に焦点を合わせて検討する。その素材とするのは、ASIL 研究が問題視角を「遵守」に限定したことに対して、正面から批判を加えたビルダーの論文²¹⁾である。

2. ビルダーによる ASIL 研究批判

ビルダーによる批判は、その一つ一つの指摘が、国際規範研究における「遵守」研究の陥穽を明らかにするものであり、全体にわたって確認しておく価値がある。

まず、ビルダーは、「遵守」研究が囚われやすい国内法モデルを次のように批判する。すなわち、国内法の遵守研究は、しばしば、確定的な所与の規範について、個人や企業といった受範者による違反の有無とその諸要因を探り、その改善を目指すというスタイルをとる。しかし、このようなモデルは国際社会に適合しない。そもそも、国際社会においては、受範者の同意を介して規範が定立・適用されることが原則である。それゆえ、あらかじめ規範が決定されていて、この規範を遵守するかどうかは個々の主体によって別個に判断されることは例外にすぎない (pp.65-66)。

そのうえで、ビルダーは、代わりに外交政策担当者の視点を持ち出している。その内容は、次のように多岐にわたる。

外交政策担当者の世界における規範は、単なる「遵守」「不遵守」によって捉えうるものではない。外交政策担当者は、問題の規範が「ハード」であるか「ソフト」であるかにかかわらず、次のような態度で接している。(1)国際規範を自己目的化しない。外交政策が目的であり、国際規範はその手段である。(2)国際規範の用途は、国家間の権利義務の生成手段に限らない。アクターの行動のコントロールが主要な目的だが、その他にも、外交政策上の態度の伝達、協力や制度の醸成、プロパガンダ目的の追求、将来の交渉やより詳細な規範の基盤形成、もっぱら国内的な政治目的の達成など、様々な目的に用いられる政策手段である。(3)一定の規範をめぐって紛争が生じたとしても、通常、継続的關係のもと、他の諸問題とリンクして捉える。当該規範の貫徹だけを一方的に追求するということは想定しにくい。(4)規範は、それを組み込む規範的枠組全体の一角を占めるにすぎない。国家

ものではない。その一例として、規範の生成と浸透のメカニズムに関する次の研究がある (Finnemore, M. and Sikkink, K., "International Norm Dynamics and Political Change", *International Organization*, vol. 52 (1998), pp.887-917). 国際法学においては、慣習法の生成メカニズムについてのバイアースの研究がある (Byers, M., *Custom, Power and the Power of Rules*. Cambridge Univ. Press, 1999).

20) 米国を中心とする遵守研究動向については、Koh, *supra* note 17 が比較的詳しい。邦語文献として、遠井朗子「多数国間条約の遵守」『阪大法学』49巻(1999年)125-154頁。

21) Bilder, R.B., "Beyond Compliance", Shelton, *supra* note 9, pp.65-. 以下、引用が連続する場合、頁数を直接本文中に記す。

同士が将来の行動に関する相互の期待を認識、画定、実現するための、規範以外の代替的、複合的、補充的な手段が数多く存在する (pp.67-68).

国際規範が示しうるのは外交政策担当者が抱く「期待」のほんの一端にすぎない。外交政策担当者の本心の期待度や当事者の暗黙の了解を知ることなく、文書の形式や文言に拘泥したり、外見的な違反や合致しか見なければ、事態を捉えそこなう (p.69).

国際規範に合致した行動をとるかどうかは、政治的考慮などの総合判断による。基本的には規範に沿った行動が自己利益にもかなう。しかし、事情によっては、あえて自ら規範を破ることも、相手方の違反を放置することもある。さらには、ありもしない違反を主張することさえある (pp.69-70).

そもそも、「ハード」や「ソフト」という性格自体、曖昧である。ASIL 研究が実証的に示しているように、実際の規範的枠組においては、様々な性格をもった規範が絡み合っている²²⁾。また、「遵守」をめぐる紛争の裏にある真の問題にも留意する必要がある。「違反」には、交渉結果を左右しようといった政治目的に基づく行動や、もっぱら国内世論を目的とする行動さえある。さらに、国際社会においては、「違反」を確定することが困難である (p.70).

ビルダーの批判の要点は、以上のような外交政策担当者の実情をふまえ、「遵守モデル」が、外交政策担当者を中心とする諸アクターの認識と実践とを十分に反映していないという点にある (p.70).

3. 「遵守」研究の問題点

以上のように、ビルダーの批判は、コメント的性格が強く、全体としてラフスケッチにとどまる。その反面、ラフスケッチゆえに、理論の細部に足をすくわれることなく、外交政策担当者の視点から見た現実を率直に描き得ているともいえる。いずれにしても、ビルダーの批判は、ASIL 研究の「遵守モデル」を根底的に批判する視点を含んでいる。

もっとも、「遵守」研究の問題点は、必ずしもビルダーの批判に尽きるものではない。ビルダーの言う外交政策実務からの乖離以外にも、国際法学が警戒すべき「遵守」研究の問題点がある。ここでは、ビルダーによる批判の整理と補充も兼ね、重要な点に絞って、①規範と実効性、②規範の諸機能、③規範の正統性について検討する。

22) なお、このような規範相互の（あるいは全体の社会関係と規範との）「絡み合い」については、キングズベリーも「遵守」観念の前提となる複数の方法論を検討する中で繰り返し指摘することであり、本稿の次章で扱う「法」と「非法」の区別に関連する重要な点である。Kingsbury, *supra* note 13, pp.359, 362, 364, 368 *et passim*.

(1) 規範と実効性

ビルダーは、国際規範を自己目的化せず、外交政策上の目的達成手段として捉えている。つまり、あくまでも外交政策目的が達成されるかどうかの問題であって、国際規範が遵守されるかどうかは、政策目的達成に相関関係はあっても、必然的に結びつくものではない。ここに、「遵守」に着目するだけでよいのか、とのビルダーの批判がある。

このビルダーの批判は、規範の「遵守」と「実効性」の関係として捉え返すことができる。端的に言えば、実効性の問題は、「遵守」の有無に還元できない²³⁾。特に、ASIL 研究の主な研究対象である国家間合意については、合意の「深さ」という問題ゆえ、両者の区別が必須となる。「遵守」だけに囚われるならば、最初から受範者自身が達成水準を低く見積もって定立する「浅い合意」によって欺かれるおそれがある。そのような「浅い合意」がいかにか「遵守」されても、政策目的達成や問題解決に実効的に寄与しない事態がしばしば起こりうる²⁴⁾。

もっとも、近時の「遵守」研究においては、「実効性」概念の明確化が試みられ、しばしば、「遵守」概念と対比して、「実効性」が達成目的と相関的に定義されている²⁵⁾。その意味で両者の混同はない。しかし、「目的達成」の評価には曖昧さを伴いやすいため、実際の研究にあたっては、比較的判断しやすい「規定違反の有無」へと意識的・無意識的に研究対象が置き換えられがちである。

さらに、規範について常に目的を想定しうるかは問題である。何らかの目的達成手段として規範を位置づける際、人為的に定められた規制的規範 (regulative norm) をもっぱら念頭に置きやすい²⁶⁾。特に、「遵守」を問う文脈においては、具体的問題への政策的対処としての国際規制に関心を集中させる傾向がある。しかし、国際社会における規範全体からすれば、とりわけ、自生的規範 (spontaneous norm) など、目的が明らかではないものがある²⁷⁾。このように何らかの目的達成手段として観念しにくい諸規範への考慮は、国際

23) この点を明確に指摘するものとして、Kratochwil, F., "Thrasymachos Revisited: On the Relevance of Norms and the Study of Law for International Relations". *Journal of International Affairs*, vol.37 (1983), pp.345-349, esp. p.346.

24) Downs, R. and Barsoom, "Is the Good News about Compliance Good News about Cooperation?", *International Organization*, vol.50 (1996), p.379.

25) しばしば引用される定義に、ワイスらの遵守研究における「遵守」と「実効性」の区別がある。Weiss and Jacobson, *supra* note 16, pp.5-6. ASIL 研究のシェルトンもこの点を簡潔に指摘する。Shelton, *supra* note 18, p. 5. そこでの「実効性」の定義は、「規範の目標 (goals) が達成されたかどうか」というものである。

26) 国際規範の「実効性」を比較的詳しく論じながら、「一定の目的 (objectives) の達成」を問題とし、規制的ルール (regulative rules) に焦点を合わせる研究の例として、Nollkaemper, A., "On the effectiveness of international rules", *Acta Politica*, vol.27 (1992), pp.49-70. ただし、同論文は、規範をいかに概念化するかという問題にも検討を加えている (*id.*, pp.61-2).

27) 規範の「自生的秩序」との相互作用等に言及するのは、Kingsbury, *supra* note 13, pp.360-4, esp. p.361.

合意研究を遂行する ASIL 研究を批判する文脈で、規範が政策手段であることをもっぱら強調するビルダーの議論にも含まれていない。

(2) 規範の諸機能

ビルダーが外交政策実務に即して指摘しているように、規範は様々な目的のために用いられる。規範研究にあたって、もっぱら「遵守」を問うことに集中するならば、規範の現実に果たしうる機能のうち、統制機能の一部にしか目を向けられないことになる。規範には、直接的な行動統制以外にも、様々な機能がある²⁸⁾。例えば、規範は、遵守されなくとも、行動の事後的な非難や正当化に用いられ、一定の政治的効果を生む。また、公共的価値を宣言することによって、個々の主体に受容されることを通じて、現実を誘導していく教育効果もある²⁹⁾。国際規範の研究にあたって、「遵守」研究が、規範と受範者の短期的行動との合致・不合致に着目するにすぎないのであれば、様々な側面を持った国際規範の意義を理解することは難しい。観点を変えて言うならば、規範の規制的側面にばかり注目することは、規範の構成的側面や象徴的側面を見落とすことにつながるということである³⁰⁾。

法を始めとする諸規範を把握するにあたって、いかに自明なものとされ、意識されにくいとしても、主体の行為や社会自体を構成する規範としての側面を見落とすことはできない。特に、主権など国際社会自体を構築する基本的な規範については、あたかも空気のように、様々な行為の必須の前提でありながら、その自明さゆえ、常に働いていても見落とされがちである³¹⁾。

たしかに、一定の問題対処を意図した国際規範が、「遵守」されることなく、十分に実

28) 大沼・前掲論文(註6)・19頁以下。法の正常な機能形態を考慮せずに、法違反に関心を集中させる議論の問題点について、同15-6頁註32。

29) 国際法の「宣言的伝統」について考察を加えるものとして、Jones, D.V., "The Declaratory Tradition in Modern International Law", Nardin, T. and Mapel (eds.), *Traditions of International Ethics*, Cambridge Univ. Press, 1992, pp.42-61。教育効果は、例えば、世界人権宣言に顕著である。Dijk, P. van, "The Universal Declaration is Legally Non-Binding: So What?", *Reflections on the Universal Declaration of Human Rights*, Martines Nijoff, 1998。実際、人権保護という目的に対してとりうる実効的手段は、教育を含めて多様である。近時の研究の一例として、Barnhizer, D. (ed.), *Effective Strategies for Protecting Human Rights: Prevention and Intervention, Trade and Education*, Ashgate, 2001。

30) 構成的側面の無視に関しては、Kingsbury, *supra* note 13, p.359, fn.40; Kratochwil, "How do Norms Matter", Byers, M. (ed.), *The Role of Law in International Politics*, Oxford Univ. Press, 2000, pp.47-8。法の果たしうる諸機能につき、統制機能や宣言機能以外に、法によって行為の様々な可能性が生み出され、創設されることを指摘するのは、H・ロットロイトナー(越智啓三訳/六本佳平監修)『現代ドイツ法社会学入門』(不二出版、1995年)146-8頁。

31) 国際政治学・国際関係論においては、近時、このような観点からの主権についての研究も少なくない。一例として、Biersteker, T. and Weber, C.(eds.), *State Sovereignty as Social Construct*, Cambridge Univ. Press, 1996。とりわけ「自明さ」の陥穽を鋭く指摘するのは、Ruggie, J.G., *Constructing the World Polity*, Routledge, 1998。

効的でないため、当該規範に着目する限り、「機能していない」と言えるような例は無数にある。しかし、国際規範の機能を十全に把握するためには、これを単に「規範の無力」と言って済ませるわけにはいかない。一定の観点からはどれほど望ましくない事態であっても、その反面、諸々の規範が、意識されると否とに関わらず、問題を生み出すことに「貢献している」場合がある³²⁾。

さらに、実効性（とりわけ、強制的実現）をそもそも意図しない規範も存在する。国際社会における規範の機能を十分に把握するためには、受範者の現実的行動を規範に合致させるという統制的側面のみならず、ビルダーがプロパガンダなどを例に挙げて指摘しているような、規範の象徴的（symbolic）・表出的（expressive）な側面を考慮する必要がある³³⁾。規範を通じて、一定の現実状態に対する判断を表明したり、ときに争ったりすることは、直接的・短期的な行動変容を伴わなくとも、間接的・長期的な行動変容から、係争者間の妥協の促進、関係者の感情の沈静化に至るまで、関連主体に様々な象徴的な効果をもたらしうる。極端な例では、一定の規範定立が、実質的な効果よりも、単に問題対処を行っているふりをする「見せかけ」のために行われることさえある。しかし、そのような場合でさえ、まさに「見せかけ」としての一定の効果を伴いうる³⁴⁾。

このような規範の象徴的・表出的側面は、たしかに、いわゆる「法的効果」に含めることは難しいかもしれない。しかし、そのような象徴的な政治が、現に「法」の形式を用いて行われ、「法」と言うことのインパクトによって成立している面があるとすれば、法学からも探究を進める価値が十分にある³⁵⁾。ビルダーが指摘しているように、「法」という

32) このように、法や規範が（良かれ悪しかれ）社会自体を構成している——例えば、法や規範が差別や不平等を日々再生産し続ける一環にある——ということは、特に、フェミニズム法学など、社会的現状に批判的な立場から強調されることもあり、その意味では、次項で論じる正統性の問題とも密接に関連する。国際法学におけるフェミニスト・アプローチに関する近時の文献として、Dallmeyer, D.G.(ed.), *Reconceiving Reality: Women and International Law*, ASIL, 1993; Charlesworth, H. and Chinkin, C.M., *The Boundaries of International Law: A Feminist Analysis*, Manchester Univ. Press, 2000.

33) 大沼が国際法の諸機能として指摘する「基本了解」の「体現」は、この「表出」と概念的にきわめて近い。国内法上の議論であるが、法の象徴的・表出的側面についての近時の研究として、Burg, W. van der, “The Expressive and the Communicative Functions of Law”, *Law and Philosophy*, vol.20 (2001), pp.31-59. 法の象徴的機能について、日本においては、千葉正士や神長百合子などの法社会学者による研究がある。比較的詳しい法社会学上の研究として、北村隆憲「法の象徴的側面と劇的過程」『東京都立大学法学会雑誌』26巻2号(1985年)。国際法学において、人権諸条約の象徴的側面について触れる実証研究としては、Hathaway, O.A., “Do Human Rights Treaties Make a Difference?”, *Yale L.J.*, vol.111 (2002), pp.1935-.

34) このような、いわゆる「象徴立法」については、国内刑法や環境法を中心に一定の研究が行われてきた。近時のものとして、Tushnet, M. and Yackle, L., “Symbolic Statutes and Real Laws”, *Duke Law Journal*, vol. 47 (1997), pp.1-86; Neves, M., *Symbolische Konstitutionalisierung*, Duncker und Humblot, 1998.

35) 具体的問題に即して、事実的研究に対する法的研究の必要性を明晰に位置づける議論の数少ない一例として、Ratner, S. & Abrams, J., *Accountability for Human Rights Atrocities in International Law*, Clarendon Press, 1997, Ch 7, esp. p.138 (人権侵害に対する応答責任 (accountability) の確保メカニズムについて、そもそも、応答責任の複雑性を十分に論じるためには、決定権者に対する責任確保の法的可能性と制約とを慎重に

形で何らかの価値を表明し、将来の行動を約することには、たとえ直接的・即時的に実現されなくとも、様々な効果を伴う。次章で検討するように、「法」の重みについても、その直接の強制的実現可能性や裁判可能性よりも、むしろ、このような象徴的な意味においてこそ、よく理解しうる。とりわけ、法規範でさえ、多くの場合、その実現を受範者の自発的な行動に委ねざるをえない国際社会においては、この象徴的側面の理解は重要である。例えば、形式的な意味での「法的拘束力」をもたず、むしろ直接に執行力も付与されない国際司法裁判所の核兵器使用の合法性に関する勧告的意見が、いわゆる「世界法廷プロジェクト」として大規模に希求されたのはなぜか³⁶⁾。別の例を挙げるならば、いわゆる「民衆法廷」における国際法の「適用」(または「援用」)とその政治的インパクトをいかに把握しうるのか³⁷⁾。他にも、国連総会を始めとする国際機関や外交会議における宣言や勧告、国際裁判における宣言判決や少数意見、さらには、各種条約中の前文や宣言的規定など、単なる(強制的)実現のみに関心を集中させるならば意義を把握しにくい現象は少なくない³⁸⁾。

(3) 規範の正統性³⁹⁾

ビルダーは、外交政策担当者の抱く「期待」の一角に規範を位置づけ、規範を捉える際に正統性の考慮等が含まれるとし、その「違反」に様々なメッセージを読み取りうることを指摘する⁴⁰⁾。実際、「遵守」に関心を集中し、「違反」の有無に価値評価を合致させてし

考察しなければならないことを論じる)。

36) 同運動の経過に関する比較的詳しい記述は、Nanda, V. P. & Krieger, D., *Nuclear Weapons and the World Court*, Transnational Publishers Inc., 1998, Ch.5 (Nongovernmental Organizations (NGOs) and the World Court Project)。

37) いわゆる「ラッセル法廷」など各種の民衆法廷の実践につき、Beigbeder, Y., *Judging War Criminals: The Politics of International Justice*, Macmillan, 1999。近時の例では、2002年にハーグで最終「判決」が出された「女性国際戦犯法廷」がある(Chinkin, C.M., “Women’s International Tribunal on Japanese Military Sex Slavery”, *AJIL*, vol.95, 2001, pp.335-341)。

38) 人権条約前文に関する近時の研究として、Kotzur, M., *Theorieelemente des internationalen Menschenrechtsschutzes: das Beispiel der Präambel des internationalen Paktes über bürgerliche und politische Rechte*, Duncker und Humblot, 2001。

39) 国際規範と「正統性」との関連については、国際法学上、トマス・フランクの議論が詳しい(Franck, T. M., *The Power of Legitimacy Among Nations*, Oxford Univ. Press, 1990)。ただし、フランクの議論には様々な問題がある。特に、問題なのは、「正統性」を分析概念として手続的正統性に絞って定義しながら、概括的な遵守誘因とする点である。これでは、「正統性」概念が過大視されがちならうえ、そもそも概念自体が循環的に定義されかねない。規範に「正統性」があるから「遵守」されやすいという図式を不用意に拡大していくと、「遵守」される規範に「正統性」があるという想定への歯止めがきかなくなるおそれがある。この点を含め、フランクの「遵守」研究をめぐるのは、今日に至るまで様々な議論が展開されている。最新の研究動向として、*European Journal of International Law*によるフランクの研究についての特集(Thomas M. Franck’s Fairness in International Law and Institutions)を参照。*EJIL*, vol.13 (2002), pp.902-。

40) アクターの外的行動だけに着目するのは国際政治における共同主観的次元の把握ができないという示唆をH・ブルから読みとり、「遵守に対する規範的アプローチ」として、正統性との関連等を検討するのは、Sim-

まうならば、規範「違反」に内在しうる様々なメッセージを見失いかねない。特に、問題は、当該規範を含む規範秩序自体の正統性を問い直す契機を失う点にある⁴¹⁾。

ここで、今後の国際規範研究のために、規範の一般理論を予め視野に入れておかなければ、この正統性の問題は、様々な諸規範の「規範間関係 (*inter-normativité*)」として把握できる⁴²⁾。特に、法規範と「非法」規範との関係で言えば、両者の間には、優越、補完、拮抗、無化、移行などの多様な関係を認識しうる。このような整理をふまえれば、とりわけ拮抗関係という構図を通じて、いわゆる「合法性と正統性」をめぐる諸問題についても、一層現実に即した整理が可能となろう⁴³⁾。

このように、様々な性格をもった規範が絡み合った現実を「遵守モデル」だけでは的確に捉えきれないというビルダーの指摘は、国際法と様々な規範の相互関係の問題にもあてはまる。これは単に理論的認識の問題にとどまらず、実践的な問題でもある。「法」規範の遵守促進に専心するような「リーガリズム」は、価値意識が多様な地球社会における正統な規範枠組として国際法が意義を持つことの桎梏となりかねない⁴⁴⁾。

mons, B.A., "Compliance with International Agreements". *ARPS*, vol.1 (1998), pp.75-93.

41) Kingsbury, *supra* note 13, p.372; 「遵守論のイデオロギー性」を指摘する大沼・前掲論文(註6)・10-12頁。Scott, S.V., "International Law as Ideology", *EJIL*, vol.5 (1994), pp.313-25.

42) この点、「法意識」論、近時の「社会規範」論など、法社会学や比較法学に既に少なくない研究の蓄積がある。詳しくは将来的課題とせざるをえないが、ここでは、さしあたり、北村一郎が一連の紹介及び考察で示しているように、フランスの法社会学(カルボニエ)が、「非法(non-droit)」という観念のもとで、諸々の行為規範間の「規範間関係」(*inter-normativité*)を具体的かつ詳細に問うていることに着目しておきたい。北村一郎「紹介 Jean Carbonnier, *Essais sur les lois*」『国家学会雑誌』97巻3・4号(1984年)139頁以下、同「《非法》(non-droit)の仮説をめぐって」中川良延他編『日本民法学の形成と課題・上』(有斐閣, 1996年)。

43) 例として、アパルトヘイトなどの差別における拮抗関係をあげるならば、次の(1)から(3)のように、価値の分裂や法秩序の動態性を、「規範」として定型的に把握しつつ、視野に入れることができる。

- (1) 差別慣行という社会規範 vs. 実定法上の差別禁止規定
- (2) 差別的な実定法規範 vs. 社会規範としての差別禁止規範
- (3) 差別慣行という社会規範 vs. 社会規範としての差別禁止規範

もちろん、地球社会上の諸主体の抱く価値意識の分裂や相剋という根底的な問題を、すべて「規範」という視角から把握し、対処できるわけではない。その意味で、ここで言う「規範の一般理論」にも限界がある。しかし、従来の「非法」規範に対する国際法学の沈黙と抵抗に、制約と整理軸を持たないまま、国際法学に価値問題が一気に流れ込んでくることへの警戒があったとすれば、(価値意識の共同主観的な定式化・結晶化という意味で)ある程度まで類型化された中間項としての「規範」概念を通じて、バランスを保ちながら国際法学の視野を価値意識の問題へと広げることができないだろうか。

44) 以上の国際法学における正統性の問題については、特に、文際的視点に基づいた大沼保昭の一連の諸研究が注目に値する。大沼保昭「国際法における文際的視点——歴史、人権、安全保障の問題を中心に——」(日本国連学会発表, 2002年)。とりわけ、人権についてその具体化作業を遂行した、同『人権、国家、文明』(筑摩書房, 1998年)。

4. ビルダーの視点と国際規範研究

以上の検討からもわかるように、国際規範を研究するにあたって、「遵守」という観点から問題を把握するかどうか、さらに、どのように「遵守」を把握するかということには、様々な理論的前提が既に含まれている⁴⁵⁾。この点、ビルダーの批判に含まれている前提についても一定の検討が必要であろう。それは、ビルダーの依拠する「視点」の問題である。

(1) 外交政策担当者の視点

ビルダーの「遵守モデル」批判は、国際規範研究にとり、国際規範の生きた現実を見落とさないための有益な手がかりとなる。ビルダーの議論が如実に示しているのは、国際法を含む国際規範が、実際のアクターの政策的視点によって、広範かつ多様な作動文脈におかれる事実である。

しかし、ビルダーが一貫して描く外交政策担当者の視点は、現状に基づく議論としての説得力と批判的効果を持つ反面、ややもすれば国際規範の研究視角として偏りが生じかねないという問題を含んでいる。そもそも、ビルダーの重視する、「規範を自己目的化せず、外交政策に従属するものと位置づける」という外交政策担当者特有の手段的視点は、法や規範をめぐる視点の一部ではあっても、すべてではない⁴⁶⁾。特に、裁判における法実践をめぐる視点——従来の支配的国際法学で最も重視され、しばしば暗黙の前提とされてきた視点——について、ビルダーが語ることは少ない。また、ASIL 研究の実証研究には、国際規範を援用し、生成に関わる市民を描くものもある⁴⁷⁾。もっぱら外交政策担当者の手段的視点ばかりを考慮することになれば、以上のような視点の多様性と各視点の相互関係に関する考察が不十分になる⁴⁸⁾。

45) キングズベリーは、「遵守」概念が、法と行動、法と正義などの関係についての前提的理解によって左右されることを明確に論じている。Kingsbury, *supra* note 13.

46) 法哲学の立場から、様々な内的視点のタイプ——法を執行する行政官の視点、立法を行う議員の視点、法律行為を行う私人の視点、法解釈を行う法学者の視点——があることを指摘し、裁定理論（裁判官の視点の重視）を批判するのは、森村進「ドゥウォーケンの法概念論の批判」『法の理論』20号（2000年）100-102頁。なお、本稿において「内的視点」という語を用いる際、必ずしもハート（Hart, H.L.A., *The Concept of Law* (2nd ed.), Clarendon Press, 1994）の用語法に限定しているわけではない。

47) 特に第7章の人権規範に関わる諸研究に顕著である（Shelton, *supra* note 9, pp.345-463）。その他の研究の一例として、Keck, M. E. and Sikkink, *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, Cornell Univ. Press, 1998.

48) 国際法の多様な機能を分析する立場から、非政府主体（NGO、活動家、メディア、研究者等）による、国際法の参照・援用とを想定し、「社会理念実現手段としての法」という点を指摘するのは、大沼・前掲論文（註6）・32頁註67。国際システムにおけるアクターの多様化の動向を概観する近時の議論として、Slaughter, A. M., "Breaking Out: The Proliferation of Actors in the International System", Dezalay, Y. and B.G.

ビルダーは、外交政策担当者という一つの視点の実態を持ち出すことで、遵守に関心を集中させる ASIL 研究に対して、現実との適合性を問い、事実に基づく鋭い批判を行った。しかし、外交政策担当者の視点は、重要ではあるが、国際規範に対する可能な視点の一つにとどまる。もちろん、ASIL 研究が対象とする国際合意に関しては、その作成についても、これに関わる国家行動についても、外交政策担当者の重要性は大きい。しかし、国家行動を左右する重要な要素であるという理由で、国際規範研究の想定すべきアクターを外交政策担当者に代表させているのであれば、「遵守モデル」と同様に外的な国家行動を偏重していると言わざるをえない。

ビルダーによる「遵守モデル」に対する批判の要点は、ビルダー自身のまとめによれば、「遵守モデル」が、国際規範や行動に対する実務者や他の国際的なアクター達の態度や実践を十分に反映できていない、というものであった⁴⁹⁾。しかし、このようなビルダー自身の言葉にも関わらず、ビルダーの議論の中に、実務者以外の「他の国際的なアクター達」の視点を見出すことは困難である。それゆえ、想定するアクターや視点によって理論に基づく現実認識に偏りが生じるということは、ASIL 研究の視点の偏りを突くビルダーの批判の鋭さの源であると同時に、ビルダーの批判の脆さの源でもある。突き詰めれば、ひるがえってビルダーが想定する視点の偏りまでもが照射されざるをえないからである。この問題は、国際法学からの国際規範研究にとって重要な論点である「法」と「非法」の区別の問題に関するビルダーの次のような指摘にも現れている。

(2) 「法」と「非法」の問題

「法」と「非法」の区別については、ASIL 研究全体が当初からカテゴリーカルな重要性を付与していない。これは、ビルダーにも共通する姿勢であるようにみえる。ビルダーは、ASIL 研究の成果も参照しつつ、「ハード」か「ソフト」かにかかわらず、国際規範が基本的に当事国の合意を基礎とし、自己利益も担保されるがゆえ、当事国が国際規範に合致した行動をとることを認めている。また、「規範」をめぐる多種多様の考慮があり、違反や違反の無視を含めた様々な行動がありうることも指摘していた。さらに、ビルダーは、総括的に、外交政策担当者は、問題の規範が「ハード」であるか「ソフト」であるかにかかわらず、規範的枠組全体の中で規範を考慮するとしている⁵⁰⁾。このように、ビルダーは、外交政策担当者の道具的視点に依拠することによって、形式的な「法」と「非法」の区別

Garth (eds.), *Global Prescriptions*, Univ. of Michigan Press, 2002, pp.12-36. 法と社会運動の関係を概観するものとして, McCann, M.W., "How Does Law Matter for Social Movements", Garth, B. and Sarat, A. (eds.), *How Does Law Matter?*, Northwestern Univ. Press, 1998, pp.76-108.

49) Bilder, *supra* note 21, p.70.

50) *id.*, pp.67-8.

を重視していないように見える。

他方、ビルダーは、「法」と「非法」の区別の意義は、あらゆる社会において広範かつ歴史的に共有されてきたものだとし、この区別に人々が依拠してきたことを指摘する⁵¹⁾。そして、この区別の政策的有用性⁵²⁾を認める立場から、「ソフト・ロー」なる用語が区別を曖昧にし、政策道具としての規範の使い勝手を危うくするものだと批判している⁵³⁾。ここでは、むしろ、形式的な「法」と「非法」の区別を重視しているように見える。

以上のビルダーの一見矛盾するかのような「法」と「非法」の区別をめぐるコメントには、国際法学からの国際規範研究にとって重要な論点が含まれている。支配的国际法学は、「法」と「非法」の区別をめぐる特定の視点——裁判における区別——をもっぱら想定し、国際規範の認識に一定の偏りを持ってきた。これに対して、ビルダーのコメントは、「法」と「非法」の区別をめぐる外交政策担当者の実態をもって、支配的国际法学の想定が見落としがちな現実を教える。しかし、外交政策担当者の観点ばかりを重視すれば、今度は逆に、裁判における「法」と「非法」の区別の現実の重みを見逃しかねない。裁判の舞台の重視も、外交の舞台の重視も、いずれも行き過ぎるならば、国際社会における多様なアクターにとって「法」と「非法」の区別が持つ重みの実情を見誤ることになる。

本章では、ASIL 研究に対するビルダーの批判を手がかりに、国際規範研究の陥りがちな数々の問題点を確認し、特に、国際規範研究において想定するアクターの「視点」の問題を取り上げた。これをふまえ、次に、「法」と「非法」の区別をめぐる研究動向を検討する。

III. 国際法と国際規範——その区別をめぐる研究動向

1. 二つの視線

ASIL 研究は、「規範」を広く定義し、「あらゆる行動の準則」を含むものとしたうえで、『拘束力を有しない』規範』を研究対象としている⁵⁴⁾。この「規範」の広い定義は、

51) *id.*, pp.71-2. この点の議論は雑駁な感もあるが、詳しくは次章で検討する。

52) ビルダーは、国際規範の「ハード」さや「ソフト」さについて、外交政策担当者がしばしば抱く、柔軟性（自己の行動の自由）と確実性・予測可能性（他者の行動の制約）とを同時に追求するジレンマに基づく妥協の産物であるという (*id.*, p.67)。また、国際規範の多様性や柔軟性も、不確定な移り変わりの激しい世界において、外交政策担当者のコミュニケーションを可能とする一種の知恵であり、形式的な確実性や安定性を単純に良しとすることは誤っているという (*id.*, p. 69)。

53) *id.*, pp.65, 72.

54) Shelton, *supra* note 18, p. 5.

従来の支配的国際法学が研究対象として意識的・無意識的に限定していた「国際法」の範囲に囚われておらず、むしろ近時の国際政治学・国際関係論の用法に近い。

同時に、ASIL 研究は、このような「規範」における「国際法」の位置、特に、法規範と「非法」規範との区別の問題について、必ずしも明確な議論をしていない⁵⁵⁾。ASIL 研究を全体としてみるなら、「非法」規範の政策的有用性を強調し、場合によっては、法規範と「非法」規範の違いのなさを指摘する結果にもなっている⁵⁶⁾。これは、「遵守」という問題視角の限定にもよるが、国際政治学・国際関係論が、国際規範と国際法とをあえて区別しないという傾向に合致している。国際政治学・国際関係論は、一般に、国際法学が念頭に置く「法規範」と「その他の規範」の区別に関する内的視点を重視しない⁵⁷⁾。言うなれば、国際政治学・国際関係論は、多くの場合、「国際規範」一般に「国際法」を解消してきた。

以上に対し、国際法学は、「国際法規範」を語りながら、後に述べるように、これと区別して「国際規範」について語ることは少なかった。支配的国際法学は、「国際法規範」と「その他の規範」を区別すると同時に、後者の排除も行うことが通常であったからである。そのため、「国際法規」と「国際規範」との区別が積極的な意味をもたず、多くの場合、両者は結果的に同一視されてきた。言うなれば、国際法学は、多くの場合、「国際法」に「国際規範」を解消してきた。

つまり、国際政治学・国際関係論からは、国際規範の他に国際法がよく見えず、国際法学からは、国際法の他に国際規範がよく見えない⁵⁸⁾。この状況は、国際法学内部にも反映しており、国際法学の方法論として、一方に旧来のアプローチがあり、他方に国際関係論の影響を早急に取り入れようとする新動向とがある。そして、これらが交流というよりも、分立している⁵⁹⁾。

むしろ、両学問が異なる視線をもつことは、それぞれ固有の利点を持つことによって、

55) ASIL 研究の「ソフト・ロー」を概観する総論において、シェルトンは、主に規範形式の「政策的選択」を議論している (Shelton, *supra* note 18, pp.10-13)。チンキンは、「ソフト・ロー」の賛否両論を指摘しつつも (Chinkin, C.M., "Normative Development in the International Legal System", Shelton, *supra* note 9, pp.23-5), むしろ実態の議論を優先し、その多様性を指摘したうえ、相対的な程度問題として、「ハードさ」と「ソフトさ」の判断要因を例示的に列挙するにとどまる (*id.*, pp.37-41)。

56) ASIL 研究全体を要約するワイスの指摘を参照。Weiss, E.B., "Conclusions: Understanding Compliance with Soft Law", Shelton, *supra* note 9, p.536。

57) 国際政治学・国際関係論の合理主義者において、「法」と「非法」の区別が重視されないことを指摘するのは、Kingsbury, *supra* note 13, p.354, fn. 21。

58) キングズベリーは、似たような齟齬を「国際関係論の実証主義者」と「法学における実証主義者」について指摘している (Kingsbury, *supra* note 13, p.369, fn.69)。

59) そのような分立状態を米国国際法学会誌の組んだ方法論の特集に見ることができる。Ratner, S. and Slaughter, A.M., "Appraising the Methods of International Law", *AJIL*, vol.93 (1999)。

相互に豊饒化する契機にもなる。しかし、それぞれが異なる「現実」像を構築し続けることは、それだけ両学問の相互交流を困難なものとしていることも否定できない⁶⁰⁾。このような国際規範研究をめぐる状況を、国際法学の側から打開する手がかりはあるだろうか。

本章では、国際規範の研究にあたって、両学問の視線が最も顕著にすれ違う「法」と「非法」の区別の問題について考察を進める。国際法学は、この視線のすれ違いに、単なる「居直り」でも、「移り身」でもなく、いかに対処しうるのか。そもそも、国際法学において、国際規範をいかに位置づけうるのか。近時の研究動向を検討する前提として、まず、支配的国際法学が前提としてきた視点から見ていく。

2. 国際法学にとっての「国際規範」

国際法学において、通常、「国際規範」概念は理論的な位置づけを与えられておらず、「規範」なる語が自覚的に用いられることは稀である⁶¹⁾。国際政治学・国際関係論において、分析概念として、様々に「規範」の概念化が試みられているのに対し⁶²⁾、国際法学においては、「国際規範」について、「規範性」という点も含め、概念が明確にされることは稀である⁶³⁾。多くの場合、「国際法」、「国際法規」、「国際法規範」といった語が互換的に

60) 「二つの文化の翻訳不可能性」という比喩を用いるのは、Young, Remarks, *ASIL Proceedings*, vol. 86 (1992), pp.172-5. 両学問の違いについては、Keohane, R. O., "International Relations and International Law: Two Optics", *Harvard International Law Journal*, vol.38 (1997), pp.487-502.

61) 国際法学の泰斗でもあるケルゼンは、法哲学上、「規範」という用語に極めて明晰な理論的位置を与えた。ただし、これが「純粋法学」上の用語とされ、「法規範」と同視されることによって、「法」と区別される「国際規範」が視野から消される傾向はむしろ強い。ケルゼンの議論も含め、規範と法（法命題）に関する法哲学上の考察として、井上達夫「規範と法命題（一）～（四）」『国家学会雑誌』98巻11・12号～100巻3・4号（1985～87年）。なお、岡岡良一は、「社会規範」について、人間社会の目的達成手段としての規範の本質論から説き起こし、最終的には国際社会の特質をふまえて、国家間の社会規範として国際法を比較的詳しく論じている点で例外的である。もっとも、この本質論では、国際社会における実定規範を包括的に指すものとして、「国際法」という語が一つの用語法にすぎないものと心得られており、現代の支配的な国際法学が行うような「法」と「非法」との形式的区別がさして重視されないことに注意が必要であろう。岡岡良一『国際法学大綱（改定増補版）・上』（巖松堂、1948年）1-13頁。

62) 構成主義の立場も含め、国際政治学・国際関係論における「規範」の意義については、Goertz, G. and Diehl, P.F., "Toward a Theory of International Norms", *Journal of Conflict Resolution*, vol.36 (1992), pp. 634-664; Thomson, J.E., "Norms in International Relations: A Conceptual Analysis", *International Journal of Group Tensions*, vol.23 (1993), pp.67-83; Katzenstein, P.J., "Introduction", *id.* (ed.), *The Culture of National Security*, Columbia Univ. Press, 1996, p.5. ただし、用語法は様々であり、"rules"を一般的に規範を指す意味で用いる例もある。Arend, *Legal Rules and International Society*, Oxford Univ. Press, 1999.

63) 最も顕著なのは、「法」と「非法」の「敷居」を、単に「規範性」と呼んではばからない議論である（Weil, P., "Vers une normativité relative en droit international?", *RGDIP* (1982), pp. 5-）。これに対し、規範的圧力（normative force）について、比較的詳しく論じる例外的研究としては、Dijk, P. van, "Normative Force and Effectiveness of International Norms", *GYIL*, vol.30 (1987), pp.9-35. なお、コスケニーミは「規範性」と「具体性」とを対概念として意識的に用いるが、規範の分析概念というより、むしろ学説分析の鍵概念である（Koskenniemi, *From Apology to Utopia*, Finnish Lawyer's Publishing Company, 1989）。

用いられてきた。もっとも、これらの語を使い分ける場合もある。例えば、「国際法」と個々の「国際法規」との区別である⁶⁴⁾。また、一定の概念的な区別も存在している。例えば、「規則(準則)」と「原則」とが異なることは、国際法学上、一般的な理解である⁶⁵⁾。

しかしながら、これらはいずれも国際法内部の区別であって、国際規範一般に対する視線をもつものではない。むしろ、国際法学においては、「法」と「それ以外の規範」の区別が強調されると同時に、相対的に後者が軽視されてもきた。このことは、例えば、国際礼讓(comity)の国際法学上の取扱いの軽さにも現れている⁶⁶⁾。「法」としての慣習法と消極的に対比され、「非法」に追いやられた国際礼讓が、国際法学の積極的な研究対象とされることは稀であった⁶⁷⁾。実際、外交儀礼は、外交実務において真剣に考慮されうる規範でありながら⁶⁸⁾、主として歴史学上の考察があるにとどまる⁶⁹⁾。

支配的国際法学において、法の諸規則・諸原則が存在する法の「内部」から、「境界」を越えて、有象無象の「非法」の世界が広がるという視線は相当に根強い。当然、そのような視線にとどまり続ける限り、「境界」の「外」に見え隠れする「非法」を理論的に把握する営為にも向かいにくい。

64) 田畑茂二郎『国際法 I』(有斐閣, 1957年) 73頁。とはいえ、「個々の国際法規そのものが便宜的に国際法とよばれることもないわけではない」(ibid.)。

65) しかし、個々の論者で用法は異なり、その区別基準は必ずしも明確ではない。規則とも原則とも称される一例に、「武力行使禁止」(国連憲章 2条 4項)がある。なお、「規範的圧力」との関係で、「政策」、「原則」、「規則」の違いを論じるのは、Dijk, *supra* note 63, pp.13-16。「原則」につき、トマス・フランクの遵守論などをふまえながら、国際法の動態性を確保する独自の役割を論じる近時の研究として、Georgiev, D., "Politics or Rule of Law: Deconstruction and Legitimacy in International Law", *EJIL*, vol.4 (1993), pp.1-

66) 例外的には、次のように、「生きた国際法」を論じる横田喜三郎の記述がみられる。「国際法は、いわば国際関係の骨であり、柱であり、国際礼讓はそれに肉をつけ、血を通わすものである。国際法を国際礼讓によって補い、国際法を国際礼讓に照らして運用することによって、国際法を生かして運用することができる。生きた運用というのは、実際の生きた国際関係で、現実にもそう運用されているという意味において、また、そう運用されることによって、国際関係を友好的に、平和的に保つことができ、国際法を真に生かすことができるという意味において二重にいえることである。国際礼讓を無視し、それから分離された国際法は、いわば紙の上の国際法にすぎない。実際の生きた国際関係では通用していないし、国際関係を友好的に、平和的に保つように、国際法を生かすこともできない。生きた国際法としては、どこまでも、国際礼讓によって補われ、国際礼讓に照らして運用されたものでなくてはならない。」横田喜三郎「軍艦乗組員に対する裁判権」『国際法論集 II』(有斐閣, 1978年) 324頁。このような「生きた国際法」(同 323頁以下)の認識は、次章で検討する大沼保昭の「行為規範」の認識に繋がるものである。

67) 国際公法辞典の該当項目(Macalister-Smith, P., "Comity", Bernhardt(ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, pp.671-4)の文献リストの少なさを見よ。なお、この概念の用法は多岐にわたり、主に米国内法学において、国内裁判所の管轄権行使判断に際して一時期頻繁に用いられ、研究もされたが、文脈を異にする(ibid.)。

68) 一例として、渡辺允「外交儀礼の重さ」外交フォーラム 1996年1月号 46-51頁。

69) さしあたり、斎藤孝「外交儀礼」加藤友康責任編集『戦争と外交』(弘文堂, 1999年) 69-70頁。

3. 「ソフト・ロー」論

このような事情は、「非法」規範と重なるはずの「ソフト・ロー」概念の出現以後も、基本的には変わっていない⁷⁰⁾。国際法学上の「ソフト・ロー」論においては、しばしば、「法」と「非法」という二分的カテゴリーや「法の敷居」・「法の内外」といった表現が繰り返し用いられてきた⁷¹⁾。このような言説は、ある特定の内的視点を通じて法の存在を構築し、再生産するものである。しかし、この点が「ソフト・ロー」論において突き詰めて問い返されることはないままであった⁷²⁾。支配的国際法学に抗して「ソフト・ロー」の語を積極的に用いる側さえ、自己の援用する規範に対して「ロー」という語を象徴的・戦術的に用いることを越えて、「国際規範」理論を積極的に構築するわけではなかった。熱望する規範が「法」と「非法」の区別によって排斥されることを不満として、これに「ロー」と名づけることで「法」への潜入を図ることの前提には、「非法」と対比されて「法」とみなされることの象徴的効果が常に存在している⁷³⁾。あたかも、差別に苦しむ者が差別

70) 伝統的国際法学における「ソフト・ロー」概念については、次の文献を参照。位田隆一「『ソフト・ロー』とは何か(一)(二)」『京都大学法学論叢』117巻5・6号(1985年)、村瀬信也「現代国際法における法源論の動揺」同『国際立法』(東信堂、2002年)、河西直也「国連法体系における国際立法の存在基盤」大沼保昭編『国際法、国際連合と日本』(弘文堂、1987年)、Thürer, “Soft Law,” Bernhardt(ed.), *Encyclopedia of Public International Law*, vol.4 (2000)。その他、近時の「ソフト・ロー」論には、本稿で取り上げたASIL研究のほか、次のものがある。Abi-Saab, “Eloge de «droit assourdi». Quelques réflexions sur le rôle de la «soft law» en droit international contemporain”, *Nouveaux itinéraires en droit*, Bruylant, 1993; Klabbers, “The Redundancy of Soft Law”, *Nordic Journal of International Law*, vol.65-2 (1996); Francioni, F., “International Soft Law: A Contemporary Assessment”, Lowe (ed), *Fifty years of the International Court of Justice*, Cambridge Univ. Press, 1996; Kremser, H., “Soft Law” *der UNESCO und Grundgesetz*, Peter Lang, 1996; Elias, O. & Lim, C., “General Principles of Law’, ‘Soft’ Law and the Identification of International Law”, *Netherlands Yb.I.L.*, vol.28(1997), pp.3-49; Zemanek, “Is the Term ‘Soft Law’ Convenient?”, Hafner et al.(eds.), *Liber Amicorum: Professor Ignaz Seidl-Hohenveldern in Honour of his 80th Birthday*, Kluwer, 1998; Hillgenberg, “A Fresh Look at Soft Law”, *EJIL*, vol.10 (1999), pp.499-; 大内和臣「ソフト・ローとハード・ローの衝突：トランスナショナル・プロセス論」『法学新報』108巻(2002年)1-26頁。

71) その代表的なものとして、Weil, *supra* note 63. 同論文に言う「相対的な規範性」という問題提起が、「ソフト・ロー」に言及する際、この20年間繰り返し引用され、もはや「古典」的な位置づけさえ獲得しつつあることは、同時に理論の停滞をも映し出している。この論文自体は、この時代特有の対抗言説という性格も強く持ち、「ソフト・ロー」について、「規範性」外の現象として全体の論証以前に門前払いしており (*id.*, paras.6-8), こと「ソフト・ロー」に関する限り、支配的国際法学の確信と断言以外に論証に乏しいものであることに留意すべきである。

72) 影響力の限られた批判法学による若干の考察が存在する。その一例として、Boyle, J., “Ideals and Things: Legal Scholarship and the Prison-house of Language”, *Harvard International Law Journal*, vol.26 (1985), pp.327-359.

73) 「ソフト・ロー」が、あえて「ソフト」という形容を伴っていることは、「形式的な意味での法」に該当しないことを前提としている。すなわち、形式的な「法源」に該当せず、法的手続上の適格性等を否定されている。それにもかかわらず、まがりなりにも「ロー」という語をあてることによって、その境界を曖昧にし、象徴的な次元において「法」としての正統性のイメージを借用しようとする。支配的国際法学の立場に沿って、この

する側になりきろうとする試みのように、そのような営為は、その意図にかかわらず、従来通りの「非法」排除の図式を再生産し続ける。このような対抗言説としての「ソフト・ロー」論が下火になった後、「ソフト・ロー」概念は、便宜的な用語として、環境保護等の分野において増えつづける政策実務上有益な各種の文書や規範に対して用いられ続けてきたにとどまる。

他方、近時の ASIL 研究など、特に「遵守」研究の視角から、「ソフト・ロー」と「ハード・ロー」とが連続線上に捉えられるようになってきている。しかし、これらの研究の大部分は、国際政治学・国際関係論と同様の研究方法を用いるものであり、支配的国际法学との関連をほとんど持たない。

さらに、支配的国际法学において、法の「内外」を分かつ判断基準として、「法源論」の名のもと、もっぱら持ち出されるのが国際司法裁判所規程 38 条 1 項であるという事情も変わっていない⁷⁴⁾。このような内的視点のあくなき反復は、支配的な国際法の共同観念を成立させる重要な実践の一環をなしている。しかし、他方で、現実の国際政治において影響力が極めて限られた国際裁判の基準が、なぜそこまで重視されるのか、そもそも実際にどこまで重視されているのか、その点を明確にしないまま、支配的国际法学がそのような想定をひたすら続けるとすれば、国際政治学・国際関係論からは、根拠がない前提に見える。

以上のように、いくぶん新たな展開がありながらも、支配的国际法学が特定の内的視点を重要な前提とし、国際政治学・国際関係論がそのような前提をとらないという構図は変わっていない。

このような中、近時、「非拘束的」合意を含む国際合意に関する研究が日本の外交官である中村耕一郎によってなされている⁷⁵⁾。この研究は、「遵守」に焦点を合わせた ASIL 研究よりも射程が広く、従来の支配的国际法学に対しても一定の考慮を払っている。この

「潜入」への反発を率直に述べる近時の「ソフト・ロー」論として、Ingelse, C., "Soft Law?", *Polish Yb.I.L.*, vol.20 (1991), p.90. 「ソフト・ロー」の政治的背景について考察を加えるものとして、Reisman, W.M., "The Concept and Functions of Soft Law in International Politics". Bello & Ajibola(eds.), *Essays in honour of Judge Taslim Olawale Elias*, vol.I, Kluwer, 1992.

74) 次章で検討する大沼保昭の「行為規範」論は、この点を直截に批判するものである。国際司法裁判所規程 38 条 1 項を重視する議論の一例として、Danilenko, G.M., *Law-Making in the International Community*, Kluwer Academic Publishers, 1993. その議論を批判的に検討するものとして、Alvarez, J., "Positivism Regained, Nihilism Postponed", *Michigan Journal of International Law*, vol.15 (1994), pp.747-784.

75) 中村耕一郎『国際「合意」論序説』(東信堂, 2002年)。先行業績については、同書巻末の参考文献に詳しい(なお、同書と先行業績の関係につき、同 147-8 頁註 26, 32 を参照)。同様の対象を扱う近時の研究として、Gomaa, M.M., "Non-Binding Agreements in International Law", de Chazournes, L.B., and Gowlland-Debbas (eds.), *The International Legal System in Quest of Equity and Universality*, Nijhoff, 2001, pp.229-250.

研究に、以上のような状況を打開する手がかりを求めることができないだろうか。

4. 「区別」⁷⁶⁾の論証——中村耕一郎

(1) 「区別」の存在

中村は、広義の「合意」を検討対象とし、そのうちでも従来の国際法学の研究対象から排除されがちであった「法的拘束力を有しない国際合意」に焦点を合わせて、その類型、国際約束との区別の認識、形式・内容上の差異、機能について考察を加えている。その結論は、(法的拘束力を有する)国際約束と「法的拘束力を有しない国際合意」とは相対的に異なるというものである。中村は、この結論が同時に二つのことを意味するとして、一方で、二つのタイプの合意の区別が認識され、異なった機能をもち、異なるものとして使い分けられていること、他方で、両者は、判断基準、形式、機能面、「拘束力」(事実的拘束性)のあり方など、事実問題として差異が相対的なものとならざるをえないことを指摘している⁷⁷⁾。

このような中村の議論で特筆に価するのは、前章で検討したビルダーがラフスケッチにとどまっていた国際合意をめぐる外交実務について、日本の外交実務を始めとする豊富な実例に基づいて考察を加えている点である。裁判実践で排斥されがちな「非法」を軽視する傾向にある支配的国際法学とは異なり、中村は、裁判外の外交政策実務担当者における実態に目を向けることで、「法的拘束力を有しない国際合意」の詳細な議論を行い、「生きた国際合意」について貴重なデータを提供している。

他方、中村の研究を国際規範研究の観点から読むにあたっては、一定の注意が必要となる。中村は、「法」と「非法」の区別の認識を強調する際、法学者や裁判官の認識にも触れる⁷⁸⁾。しかし、議論の中心は、ビルダーと同様、外交実務に携わる政府代表等にある。もちろん、外交政策担当者の視点を重視することは、国際関係におけるアクターとしての重要性のみならず、中村が研究対象とする国際合意をめぐる実務との関係の深さ、特に決定権限の大きさからすれば自然なことである。しかし、国際規範研究の観点からは、より多様なアクターと視点とを考慮し、「法」と「非法」の区別の有無と重みが「区別」を行うアクターごとに異なっている可能性に留意が必要である。国際政治学・国際関係論においては、合理的行為者を始めとして、想定するアクター像が、現実認識を豊かにすると同

76) 以下、煩雑さを避けるため、「法」と「非法」(「法的拘束力」の有無)の区別について、単に「区別」と表記する場合がある。

77) 中村・前掲書(註75)・第7章。

78) 中村・前掲書(註75)・第3章。同136頁の「国際裁判」に関する記述等も参照。

時に歪めもするがゆえ、モデルとして強すぎる仮定を置くことへの警戒も強い。国際法学からの国際規範研究についても、裁判官や外交政策担当者、私企業、NGO や市民に至るまで、アクターと視点に関する仮定が強すぎることによって現実離れしてしまう危険性に注意する必要がある⁷⁹⁾。特に、国際法学においては、裁判中心主義や国家中心主義を始めとする一定の前提に囚われることに対して慎重な吟味が必要であろう⁸⁰⁾。このような問題は、国際政治学・国際関係論者に対する中村の応答にも現れているようにみえる。

(2) 「区別」の対置

中村は、「区別」の認識の存在を論じるなかで、国際政治学・国際関係論による問題提起に対し、S・ラトナーとM・フィンモアの議論を取り上げて、以下のような応答を試みている⁸¹⁾。この議論は、従来の国際法学で軽視されがちであった研究対象を扱うばかりでなく、従来の国際法学において試みられることが少なかった他の学問との対話を試みているという意味で貴重であり、検討に値する。

まず、ラトナーは、OSCE の少数民族高等弁務官が民族紛争に対処する役割を果たすにあたって、そこで引用される規範に法的拘束力があるか否かの違いは重要でない旨結論している⁸²⁾。この結論に対して、中村は、ラトナーの持ち出す具体的事例の限定性（①非国家主体等の関連主体が規範に与える正統性の特殊性、②既存の法遵守ではなく、新たな国家設計過程という規範使用の文脈の特殊性）を指摘し、早急な一般化は避けなければならないと指摘する⁸³⁾。

また、「法」の独自性の一般的な立証を国際法学に対して要求するフィンモアの議論⁸⁴⁾に対し、中村は、合意の「法的拘束力」の違いに基づく、判例及び実務による区別の認識と使い分けという事実を強調し、この事実が考慮されないことは、フィンモアが依拠する構成主義の立場からも疑問であるとする。さらに、その方法論自体が未成熟であることを指摘し、学問間の相互交流を将来の課題とする⁸⁵⁾。

79) 中村と同様に「非拘束的」合意を含む国際合意を包括的に研究対象としたジョンストンは、独自の機能主義の観点から、裁判モデルを批判し、実務モデルを示すのみならず、市民社会を念頭においた社会モデルを含めた3つのモデルに即して、詳細な国際合意の分類を試みている。Johnston, D., *Consent and Commitment in the World Community: the Classification and Analysis of International Instruments*, Transnational Publishers Inc., 1997.

80) 前掲註 46 から 48 とこれに対応する本文を参照。

81) 中村・前掲書（註 75）・ 61-7 頁。

82) Ratner, S., "Does International Law Matter in Preventing Ethnic Conflict?", *NYUJILP*, vol.32 (2000), pp.581-698. ここでは、中村自身の議論を迎えるため、中村の記述に依拠する。ラトナーの議論自体は、次節で詳しく検討する。

83) 中村・前掲書（註 75）・ 64-5 頁。

84) Finnemore, M., "Are Legal Norms Distinctive? ". *NYUJILP*, vol.32 (2000), pp.699-705.

85) 中村・前掲書（註 75）・ 66-7 頁。

以上のような中村の応答をどのように読めばよいただろうか。まず、後者のフィンモアに対する応答をみると、両者の前提とする立証命題が異なっており、お互いに相手の論証不足を指摘し合う関係にある。中村は、法学、裁判実務、政策実務における「区別」の認識や使い分けの事実を確証したうえで、その事実をなぜ考慮しないで済むのか、その立証をフィンモアに求める。しかし、フィンモアは、法学者や外交政策担当者が区別をしているという事実の指摘だけでは満足しないように見える。フィンモアの小論は、極度に一般的な問いを立て、法の固有性に関する社会学的な一般命題の立証を求めている⁸⁶⁾。中村の研究は、その一部に答えるものだが、なお両者のすれ違いは顕著である⁸⁷⁾。

他方、ラトナーについては、中村が記しているラトナーの結論に関する限り、早合点を警戒する点は正しい。「過度の一般化」は慎まねばならない。ラトナーが着目した事例において、関与する一定のアクターが「ソフト・ロー」と「ハード・ロー」との区別を重視していなかったとしても、それ以外のアクターや他の場面において、「区別」が重視されるか否かは別問題である。例えば、国際裁判の実践において「法」と「非法」との区別が現に重視されていることは、事実に基づく議論である限り、いかなる議論も無視できないはずである。国際法実践の内的視点に対する過度の軽視は、国際社会における国際規範をめぐる実態を捉えそこなう。

このように、ラトナーと中村の対話は、「法」と「非法」の区別の有無と重みが、その「区別」を行う者ごとによって異なりうることを改めて明らかにしている。しかし、中村の研究は、外交政策担当者に視点をほぼ限定しており、アクターや場面ごとの「重み」という論点に向かうことはない⁸⁸⁾。上記のようなラトナーへの応答において、ラトナーの「結論」を文脈に即して限定することがほぼ唯一の例外である⁸⁹⁾。

86) フィンモアの小論は、抽象理論としては、鋭い問題提起を行っており、興味深い。しかし、「法」と「非法」の区別を論じる仕方としては、ラトナーの議論に触発されているが、その具体的事例に基づく議論の慎重さを取り払い、過度に一般化している（あるいは先を急ぎすぎている）きらいがある。この点に関するラトナーの議論の詳細は、次節で検討する。

87) これは、既に指摘した両学問のすれ違いの再演とも言える。前掲・註60参照。

88) 中村の「序」によれば、中村の研究目的は、法的拘束力を有しない国際合意について、法的拘束力を有する国際約束との機能の異同の観点から、国際社会におけるその具体的機能を考察することにある（中村・前掲書（註75）・12頁）。国際社会における「法」と「非法」の区別の問題は、中村の研究目的達成に含まれる一論点ではあるが、研究目的そのものではない。研究の主眼は、「法的拘束力」の区別の存在を前提に、拘束力を有する国際約束と「拘束力を有しない」国際合意について、その機能と有用性の違いを論じることにある。そのことからすれば、本稿で指摘している問題点は、中村の研究のきわめて限られた一部分を取り出すものであり、同研究の欠点でもなければ、それに対する批判でもなく、国際法学からの国際規範研究の手がかりを中村の研究に読み取ろうとする際の留意点にすぎない。

89) 中村自身、ラトナーの議論を限定する際に行った二つの指摘に限っては、「国際法規範とそれ以外の規範との間の『垣根』が低くなる」、「国際法規範とそれ以外の正当化規範との間の差異がそれほど問題となくなる」としており、言葉使いに曖昧さもあるが、当事者にとっての重要性を議論している。中村・前掲書（註75）・65頁。

そもそも、規範の「法的拘束力」の有無の区別の認識が存在するかということと、そのような「区別」が個々のアクターにとって、どれほど重要かということは、重なりながらも異なる論点である。ところが、中村は、前者については論証しているが、後者については、結果的に、外交政策担当者にとっての外交実務における「区別」の重要性を示唆するにとどまっている。

中村は、「法」と「非法」との区別の問題に関する限り、法学者や裁判官、政策担当者といったアクターによる「区別」の認識が存在するという、概括的な事実の指摘以上には立ち入らない。これは、ラトナーの「結論」として中村が記すことが、「引用される規範に法的拘束力があるか否かの違いは重要でない」という、漠然としたものであることと対応している。

しかし、そもそもラトナーの論文自体、中村が指摘するように過度の一般化を警戒しなければならないほど漠然とした議論をしているのだろうか。この点は、国際法学からの国際規範研究にとって非常に重要な点であるので、節を改めて検討する。

5. 法をとりまく様々な視点——スティーブン・ラトナー

(1) 「法」と「非法」の区別の重み

ラトナーが、中村が記すように、OSCEの少数民族高等弁務官が民族紛争に対処する役割を果たすにあたって、「そこで引用される規範に法的拘束力があるか否かの違いは重要でない旨結論している」のであれば、その結論に一定の限定を付す必要があるという指摘は正しい。そして、中村のように、「法」と「非法」の区別に関連する要素について、ラトナーが議論の対象としているプロセスの特殊性——とりわけ、当事者にとっての正統性、説得性——を見出し、それゆえに「区別」がそれほど問題ではなくなることに固有の理由があるという限定的な読み方をすることも適切であろう。

ただし、そのような限定は、ラトナーに対する応答というより、ラトナーの論文を読むにあたって、「そこで引用される規範に法的拘束力があるか否かの違いは重要でない旨結論している」という読み方をする者にとってのみ必要なことにとどまる。

というのも、そもそも、ラトナーは、論文の結論を「法」と「非法」の区別の記述においていない⁹⁰⁾。そのみならず、中村が参照している「ハード・ロー／ソフト・ロー：そ

90) Ratner, *supra* note 82, pp.693-8. この結論部分を素直に読む限り、ラトナーの結論は、民族紛争に関わる当事者と実務家、また、その研究者に対して、「法」を含む規範の生きた現実を伝え、その教訓を引き出そうとすることにある。もちろん、その過程において、カテゴリー的に「ハード・ロー」のみに着目することに対しては、民族紛争の対処における規範の生きた現実を照らし、研究態度としても、実践的態度としても批判している (*id.*, pp.694-6). この姿勢は、中村も共有している (中村・前掲書 (註75)・140-3頁)。

れは重要か」という小題のもとでも、単に「そこで引用される規範に法的拘束力があるか否かの違いは重要でない旨結論している」わけではない⁹¹⁾。ラトナーの研究のこの部分は、国際規範研究、特に、「法」と「非法」の区別の実態の研究にあたって、きわめて重要な含意を持つ部分であり、結論の部分的な読み取りによって済ませるべきではない。以下、やや詳しく検討する。

ラトナーは、「ハード・ロー／ソフト・ロー：それは重要か」という小題のもとで次のように論を進めている。まず、OSCE の少数民族高等弁務官が民族紛争に対処する役割を果たすにあたって援用する規範の多様性を指摘した後 (pp.659-61)、「法」と「非法」の区別の重みの捉え方に関して、ターゲットの側である各政府のエリートやその他のアクターごとに、一次資料 (インタビュー) を用いながら、様々な類型と要素とを比較的詳細に検討する作業へと向かう。

まず、そもそもの法の無知 (法学教育の欠如等) ゆえ、「法」と「非法」の区別に反応しない場合がある (pp.661-662)。また、国際規範そのものの介入を嫌うことから、国際規範が「法」か「非法」かの区別が意味をもたない場合がある (p.662)。さらに、対象となる規範自体の政治的重要性や、援用している主体にもっぱら気を遣うなどの事情から、「法」かどうかという形式論にこだわらない場合もある (p.663)。影響力を持った他のアクターが、規範のターゲットに対し、規範の「区別」を無視して遵守のインセンティブを与えれば、ターゲットの側における規範の「区別」も相対化されうる (pp.663-4)。

「区別」が重みを持たないこれらのアクターとは異なって、各国に少数派ではあるが、「法」と「非法」の区別を重要とみなし、規範の影響力に違いが現れるグループもある。これには、政治高官や NGO のリーダーなどが含まれるが、圧倒的多数は外務官僚である⁹²⁾。また、裁判所において「ハード・ロー」のみが適用・援用可能とされるという形で区別されたり、不遵守の正当化に「法的拘束力がないこと」が持ち出されることもある。これらの「区別」の重視には、法学教育、国際機関や国際問題との接点などが影響する要因とみられる (pp.664-5)。

以上のようなラトナーの具体的検討を迎ればわかるように、「法」と「非法」の区別の議論に関するラトナーの「結論」として、「そこで引用される規範に法的拘束力があるか否かの違いは重要でない旨結論している」とまとめることは適当ではないだろう。この「結論」では、各国の外務官僚が「区別」を重視していることをラトナーが明確に指摘していることさえ見逃してしまう。

実際、ラトナーが、これらの検討をふまえて再確認しているのは、国際法学上では政策

91) Ratner, *supra* note 82, pp.659-668. 以下、頁数を直接本文中に記す。

92) このことは、中村の議論が、外務官僚の実践の「現実」を重視していたことと合致する。

学派（イェール学派）の知見である「アクターの行動に対して、規範がハードかソフトかということが持つ重みは、規範が援用されるフォーラム次第で大幅に異なる」（傍点引用者）ということである（p.665）。すなわち、「ハード」な法規のみが力を持つことをアプリアリオリに前提することは、アクターたちが「ソフト・ロー」に基づいて主張と応答とを行っている実情に反する（*ibid.*）。また、条約体制や国際裁判の判決に対する国家の反応を根拠に、「ハード」な法規の特別な力を主張するような結論も、アクターたちの主張の場が典型的には裁判外にあることを無視するものである（*ibid.*）。

そのうえで、ラトナーは、上記のような実証的なデータが、規範の「区別」の重みに対する解明の端緒となりうることを指摘しつつ、この点の議論は将来的な課題として、「遵守」研究に対するいくつかの示唆を汲み出す議論へと移っている（pp.665-8）。

(2) 「区別」の重みとは何か

以上のようなラトナーの実証的な議論は、「法」と「非法」の区別のあり方の違いに関連する要素について多くを教える。法が社会現象であり、主観的現象でもあるがゆえに、法をめぐる「存在」の記述が、往々にして、一定の想定されたタイプのアクターからの「認識」を語るにとどまることも多い。しかし、アクターごとに認識が分裂する場合には、「存在」のレベルにおける一義的な記述を求めるのではなく、まずは、アクターごとの「認識」の実態を把握すべきである。「法」と「非法」の区別の問題は、本章冒頭で二つの視線として述べたように、まさに、そのような認識が分裂する場合である。それは、学問的認識・方法論のみならず、様々なアクターの実践上の認識にもあてはまる。この点、ラトナーが、数々のアクターの視点を実証的にふまえて、「区別」の存在をアプリアリオリに前提とせず、かといって否定もせず、「区別」の重みが相対的であるとして、その要因を具体的に探っていることは注目に値する。

もっとも、国際法学からの国際規範研究にとっては、また別の問題がある。ラトナーの立脚点は、限りなく国際政治学・国際関係論に近い。それは、ラトナーの問題提起が、法と非法の区別が「重要か」（“Does it matter?”）というように、ある意味で大雑把であることとも関わる。ラトナーは、「法」と「非法」の区別の「重要性」につき、決定（decision-making）への影響力を問題にしながら、主として、アクターの外的な行動変化という「遵守」論と同様の観点から捉える。しかし、規範の機能を行動統制の側面のみから把握することが不十分であることと同じく、外面的行動に対する影響力に着目するだけでは、「法」と「非法」をめぐる区別の重みを十分に把握できない。「法」と「非法」をめぐる区別の影響力もまた、法の諸機能と相関的に多様な観点から把握されるべきである。特に、前章で述べた法の象徴的側面から把握するならば、実際の行動に直接に反映されな

くとも、関連するアクターに主観的なインパクトや言説上のインパクトを与えているかどうかといった点を見る必要がある。

実際、ビルダーが指摘し、多くの「遵守」研究が明らかにしていたことは、アクターが一定の規範的な圧力を感じていても、規範に合致する行動を実際にとるとは限らないということであった。様々な事情から、重要だとみなす規範をあえて現実の行動面で無視することもある。それでもなお、同時に、そのような重要性の認知に基づいて、違反行動の正当化に腐心することもある。その意味では、「重要視すること」と「実際の行動に現れること」とは、高い相関関係にあるとしても、なお別のことである。本章冒頭で対置した二つの視線に即して言えば、主観的に「区別が存在すること」を当然の前提とする法学上の内的視点と、アクターごとの「実際の行動」に集中する外的視点、その両極の間を見なければならぬ。すなわち、外的行動と一致するとは限らない各々の主観レベルにおいて「区別」が重視されるかどうかを探る必要がある⁹³⁾。

(3) 国際法学からの道のり

ASIL 研究の個々の実証研究や中村の研究が明らかにし、ラトナーが明示的に論じていることは、国際法や国際規範が、場面場面において異なった相で現れ、異なった形で意味を与えられているということである。しかし、一步具体的に立ち入って、どのような場面で、どのように「法」と「非法」の区別が重視されるかという点になると、探究は始まったばかりである。ラトナーの議論も、アクターについて一定の類型を設けているが、現実の多様性に振り回されたまま未整理に終わっている感も否めない。その暫定的結論も、フォーラムごとの違い——実証的には、ターゲットとなる受範者の違い——を示唆しながら、概括的に「重みの相対性」を指摘するにとどまっている。

もっとも、論旨を丁寧にみる限り、ラトナーの議論は、フォーラムやアクターの類型論という志向性も含め、今後の「法」と「非法」の区別の実態を探究する議論がふまえるべき出発点たりえていることは確かである。しかし、ラトナーの研究は、国際法学への言及と一定の批判はみられるが、全体としては、現時点での最先端の国際政治学・国際関係論による国際規範研究の充実という性格が強い。たとえラトナーの到達点が今後の国際規範研究の出発点であるとしても、現在の国際法学を真剣に捉える限り、「国際規範」を不可視としていた従来の視線からラトナーの地点までいかに到達し、さらにその先に進みうる

93) P・ヴァン・ダイクは、規範の「妥当性」(主観的存在)と「実効性」(事実的影響)との中間項として「規範的圧力」を考察しており、ここでの課題とパラレルに考えることができよう(Dijk, *supra* note 63, esp. pp. 22-3). 実際、同論文の一節は、法的拘束力の有無と「規範的圧力」との関連性の問題にあてられている(*id.*, pp.19-22). しかし、そこでの議論は、1980年代までのシャクターらの議論のサーベイなど簡単な検討にとどまり、この点に関する限り、本章で見たような中村やラトナーの議論の水準に及ぶものではない。

のか、という道のりを考える必要がある。国際法学は、国際政治学・国際関係論に即座に移行できるものでもなければ、すべきでもないだろう⁹⁴⁾。国際法学の自己変革が、ラトナーの視点から描きうる現実の指摘のみによって、自動的に起こるというものでもない。いかに歩みが遅く見えようとも、国際法学は、他学の視線の安易な採用ではなく、支配的な国際法実践の視点をふまえ、必要であれば修正しながら、共通の前提を一つ一つ増やす作業に従事せざるをえない⁹⁵⁾。

次に、国際法学における規範研究の新たな動向に即して、この課題への手がかりを探る。

IV. 国際法学からの国際規範研究——「行為規範／裁判規範」

本章の課題は、前章までに明らかにされた問題点をふまえて、国際法学から国際規範論を積極的に構築する手がかりを近時の研究動向に探ることにある。1991年に国際法学の前提とする国内モデルについて根底的な批判⁹⁶⁾を加えた国際法学者である大沼保昭が、近年、「行為規範／裁判規範」という対概念をもとに、斬新な問題提起をしている⁹⁷⁾。既に指摘したように、国際法学において「規範」概念がさして意味を持たない現状において、意識的に「規範」の類型を国際法学上の分析概念とした大沼の議論は、国際法学からの国際規範理論構築の出発点としてもふさわしい。この研究を読み解くことによって、国際法学における国際規範論の手がかりを探ってみる。

94) 近時、北米の学界を中心に学際研究を呼びかけるスローターらが、国際政治学・国際関係論の手法を含む数々の方法論・モデルを、あたかも自由に乗り換えうる「レンズ」であるかのように論じている。これは、そもそも国際法学の方法論を、便宜的に観察者が依拠する現実の説明枠組としてのみ捉え、現に法実践を成立させている視点を過度に軽視しているのではないか、疑問が残る。Slaughter, *supra* note 6, pp.191-8; Ratner and Slaughter, *supra* note 59, pp.410-. なお、学際研究の批判的検討として、Kennedy, D., "The Disciplines of International Law and Policy", *Leiden Journal of International Law*, vol.12(1999), pp.9-134; Koskeniemi, M., "Carl Schmitt, Hans Morgenthau, and the Image of Law in International Relations", Byers, M. (ed.), *The Role of Law in International Politics*. Oxford Univ. Press, 2000, pp.17-34.

95) 共通認識の形成の必要性を説くものに、Beck, "International Law and International Relations: The Prospects for Interdisciplinary Collaboration", Beck, R. J. et al., (eds.), *International Rules: Approaches from International Law and International Relations*. Oxford Univ. Press, 1996.

96) 大沼保昭「国際法学の国内モデル思考」広部和也・田中忠編『国際法と国内法』（勁草書房、1991年）。

97) 以下、煩雑さを避けるために逐一引用しないが、以下の「行為規範／裁判規範」論は、大沼・前掲論文（註6）のほか、次の論文に基づく。Onuma, Y., "The ICJ: An Emperor Without Clothes?", Ando, N. et al., (eds.), *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda*, vol.1, Kluwer Law International, 2002, pp.191-212.

1. 「行為規範／裁判規範」

大沼は、国際司法裁判所規程 38 条に依拠する支配的国際法学の「法源論」が、「裁判規範」を論じることで自足するものであり、諸国の政府、国際組織、企業、NGO、メディア、一般市民などのもとで現実に機能している国際法の全体像を捉えそこなっていることを批判する。裁判所が適用する「裁判規範」と、社会生活上、様々なアクターの行動を規律する「行為規範」とは一致するものではなく、国際社会において、そのズレは無視できないほど大きいからである。このように、大沼の「行為規範」という概念は、国際社会における様々なアクターによって実際に参照され、援用される「生きた国際法」へと国際法学の視線を転回させるうえで、きわめて有効な分析概念である。

ビルダーの議論を通じて見たように、国際規範研究を行うためには、「国内法モデル」や「裁判モデル」の批判的検討を避けて通ることができない。この点、国際法学の想定する特定の内的視点の偏りを是正するという意味で、「裁判規範」と対比される「行為規範」概念の解明力は鋭い⁹⁸⁾。実際、裁判規範を暗黙の前提とする支配的国際法学は、ビルダーや中村が論じたような「非法」規範を視野から排除しがちであった。これに対して、大沼の「行為規範」概念は、従来の国際法学の視線の偏りを指摘し、「非法」規範を含む国際規範の探究へと向かいうるだけの潜在的可能性をもつ⁹⁹⁾。

98) なお、国際法規と裁判準則とを明示的に区別する理論的観点には、常設国際司法裁判所規程 38 条 1 項に規定された「法の一般原則」の拘束力を論じる横田喜三郎等にも既に見られた（横田喜三郎『国際法の基礎理論』（有斐閣、1949 年）195-253 頁、特に 245 頁以下）。

また、これまで国際法学において「行為規範」という用語が用いられなかったわけではない。例えば、田畑茂二郎の著作においても「行為規範」なる語が用いられている。ただし、ケルゼンと同様に法規範が制裁を伴うことを論じるにあたって、規範内容の分類概念として断片的に触れるのみであり、自覚的な分析対象とされているわけではない（田畑・前掲書（註 64）・58-9 頁）。

現在の日本の国際法学での代表的教科書である山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、1994 年）においても、「行為規範（codes of conduct）」なる概念が用いられている。これは、大沼の「行為規範」概念と重なるところはあるものの、裁判規範との明確な対比のもとで用いられているわけではない点が異なる（同書 16 頁、68 頁を参照）。同書は、その他、多数国間条約の関係規定が締約国の国内法制に与える影響（介入の態様・程度）の一分類としても、「行為規範」の語を用いている（同書 116-7 頁）。

大沼とほぼ重なる用法は、紛争解決における国際法の関連性のあり方を考察するにあたり、「行為規範」と「裁判規範（紛争解決規範）」とを対比する河西直也にみられる。ただし、国際法の実効性に関わる対比という限られた文脈において、「裁判規範」としての国際法の実効性の欠如を指摘することとどまる。河西直也「国際紛争の平和的解決と国際法」寺沢一他編『国際法学の再構築（下）』（東京大学出版会、1978 年）57 頁註 10。

なお、強調点はやや異なるが、両概念を用いて「領域管理責任」の分析を行うのは、奥脇直也「領域主権の概念をめぐる」国際法学会編『陸・空・宇宙』（三省堂、2001 年）24-5 頁。

99) ここで「潜在的可能性」とするのは、国連総会決議等を論じる際に、伝統的法源論を離れた「一般国際法」を構築する議論を行うなど、大沼自身は、あくまでも「法」の枠内で議論を行っているからである。大沼は、まず、従来の「一般国際法」の理解が、裁判規範に偏っていたことによって、慣習国際法に限定されていたことを批判する。そのうえで、裁判外のフォーラムにおいて国際法が援用される論証過程に着目する。そこでは、

同時に、「行為規範／裁判規範」概念は、特定の内的視点の絶対化を排除するにとどまらず、実際に存在する内的視点の無視という非現実的想定も退ける。それゆえ、この対概念は、国際法に対する認識のバランスを国際社会の現実に照らして調整する役割を果たす。つまり、国際社会において、国際法が「裁判規範」として機能することの過大視を戒めるが、他方で、限定的であっても国際法が「裁判規範」として適用され、機能する場合があることを無視するのではない。むしろ、それが時代と社会、さらには分野によって変わりうることを明らかにする¹⁰⁰⁾。すなわち、この対概念は、現実に国際法実践を司ることがある裁判上の内的視点を全面的に無視することの誤りも指摘しうる。

また、「行為規範／裁判規範」という概念は、紛争解決過程における「裁判中心主義」に対する批判を含むが、紛争解決過程にのみ焦点を合わせているわけではない。大沼は、法の機能を紛争解決に限定したり、これを特別視したりしない¹⁰¹⁾。

このように、「行為規範／裁判規範」は、国際法の現実の機能態様に対する分析概念であり、国際規範をめぐる実態について事実即した議論と説明とを行いうるものである¹⁰²⁾。つまり、一定の「国際法」像のもと、暗黙の前提として、特定の主体による特定

論証の説得性が問題となることから、全地球的な正統性と基本的な実効性とに支えられ、全構成員を拘束する法であると認識されたものが「一般国際法」となる。従来「一般国際法」と同視されていた慣習国際法は、その一部にすぎない。全地球的な正統性と基本的な実効性に支えられる限り、国連総会決議等も「一般国際法」を体現しうる。このように、大沼は、「法」と「非法」の区別を否定することもなければ、「法」の枠をことさら踏み出すこともなく、国際法の再構築へと向かう。本章は、このような大沼の議論をふまえつつも、国際法学からの国際規範研究という本稿独自の問題意識から、大沼の議論に国際規範研究の基礎理論としての可能性を敢えて見出そうとするものである。

100) 例えば、近時、特に一定の事項領域（海洋法や国際経済等）を中心として、国際裁判の増加が国際法のあり方に変容をもたらしつつあることがしばしば指摘されている（Thirlway, H., "The Proliferation of International Judicial Organs and the Formation of International Law", Heere, W.P.(ed.), *International Law and The Hague's 750th Anniversary*, T.M.C. Asser Press, 1999）。ただし、本文で述べたように、大沼の対概念には、「裁判規範」の過大視（国際法との無批判の同一視）を批判する視点が常に存在しており、そのような国際裁判の増加傾向の過度の重視や楽観論に対しては、むしろ批判的な検討を加えることになる。

101) 大沼・前掲論文（註6）参照。そもそも、紛争予防における法の役割は無視できない。さらに、実際、飢餓も、人口爆発も、感染症の蔓延も、地球温暖化も、砂漠化も、金融危機も、人種差別も、隷属状態も、日々の拷問や恣意的処刑や失踪も、国際社会において様々な規範的対処が探られている切実な「問題」ではあるが、常に「紛争」として立ち現れてくるわけではない。ましてや「国家間の紛争」であるとは限らない（一例を挙げるならば、人権条約違反についての国家間申立制度は機能していない）。しかし、これらの問題を把握し、対処することの一環には（そして、おそらく問題を生じさせる一環にも）、間違いなく国際法が存在し、日々参照・援用され、機能している。国際法を把握するにあたって、もっぱら紛争過程において現れてくる姿だけを取り出すことになれば、現実に機能している「生きた国際法」を見失う危険性が大きい。

102) いわゆる「裁判モデル」に対する批判などに顕著であるが、「行為規範／裁判規範」概念による問題提起は、国際社会の分権性等の実態をふまえ、規範が国際秩序の構築にいかに関与すべきか——国際社会において、いかなる規範的秩序が望ましいか——という規範的議論へと繋がる。その意味で、この対概念を単なる現実分析のための記述概念であると言い切ることにはできない。ただし、ここでは大沼がこの対概念を主として用いる文脈に即して、現実の分析概念として捉えておく。そもそも、実りある規範的議論を行うためにも、まずは実態を十全に把握する必要がある。なお、この対概念の規範的議論への含意を強調するのは、最上敏樹「国際法における行為規範と裁判規範」国際法学会（編）『国際社会の法と政治』（三省堂、2001年）。

の使用形態を想定する一面的かつ抽象的な把握にとどまることなく、現実の国際法の多面的な機能場面へと視野を拡大するものである。むしろ、これは大沼の多彩な国際法の機能論と呼応している¹⁰³⁾。ここで、国際法の機能場面とは、主体による国際法の使用場面であると同時に、主体に対する国際法の作用場面でもある¹⁰⁴⁾。実際、法を含む規範と主体との「関わり方¹⁰⁵⁾」は、裁判準則や外交政策手段としての使用のみならず、主体の世界認識を構成する作用も含め、多種多様である。「行為規範／裁判規範」という概念は、このような多様性をふまえ、現代の国際法学にとって——支配的国際法学の矯正という批判的課題を遂行する上で——重要な差異に着目した対概念である。

これは、国際法と国際規範の統合的把握のための手がかりとなりうるのではないか。次に、前章で焦点となった「法」と「非法」の区別の問題について、大沼の議論の含意を探る。

2. 「法」と「非法」

大沼は、国際法が行為規範として様々な場面において機能することを論じたうえ、従来の国際法学の「法源」論によっては適切な位置づけが困難であった国連総会決議等についても、多様で異質な諸主体から成る国際社会において正統性が高い場合があることを指摘し、行為規範として機能しうることを論じている。

これは、「法」と「非法」とを区別しないということであろうか。形式論理を用いてあえて問うならば、国際法が行為規範として機能することを論じる大沼は、逆に、国際社会において行為規範として機能する規範をすべて「国際法」に含めるのか。このような形式的な問いは、多くの「ソフト・『ロー』」論の陥った不毛な争いの一つである。しかし、現在の支配的国際法学の「法」と「非法」の区別の絶対視を越えて、「法」以外の国際規範を視野に含めうる理論枠組の構築へと向かうのであれば、この問いを避けて済ませるわけにはいかないだろう。

103) 大沼・前掲論文(註6)、特に19頁以下を参照。

104) 主体と規範とが(分離しうるとして)相互規定関係にあるからである。さらに、主体が規範に外的に働きかけるのみならず、規範が主体自身や主体の行為(の選択肢)を構成することもある(前掲・註30から32を参照)。例えば、規範の使用に含まれる事態の認識と構成は、事態についての「語り」でもある。この点につき、さしあたり棚瀬孝雄「語りと法援用」「権利の言説」(勁草書房、2002年)。国際法による認識の制約的側面につき、大沼は、その「イデオロギー性」として把握する。大沼保昭『戦争責任論序説』(東京大学出版会、1975年)。

105) 国際法が行為規範として機能し、裁判規範として機能するということは、究極的には各主体と国際法との関連性の問題である。「機能」は、ある「実体」に附属する「性質」と考えられがちであるが、根底的には、「関連の状態の特質」についての便宜的な把握にすぎないというべきである。廣松渉「刃金を盗られた頃」『哲学小品集』(岩波書店、1996年)32-36頁。

一つの答えは、然り、そのような行為規範も「国際法」である、というものである。ただし、ここでいう「国際法」とは、国際法学の研究対象という意味である¹⁰⁶⁾。この点、大沼のメッセージは明確である。すなわち、国際法学は、国際社会で現実に機能している行為規範を研究の対象とすべきである。実際のところ、ASIL 研究も、中村も、この姿勢を共有していた。ただし、このような応答は、「法」という語の多義性に基づいて成立する一つの答えだが、若干、肩透かしな答えにとどまる¹⁰⁷⁾。

むしろ、大沼の「行為規範／裁判規範」論は、そもそも、支配的国際法学の想定する「法源」論の国際司法裁判所規程 38 条 1 項の「排他性」に対する批判である¹⁰⁸⁾。それゆえ、そのように一律かつ一面的な「法」概念にこだわること自体に批判的だというべきであろう¹⁰⁹⁾。そもそも、大沼は、「法」のあり方——構築のされ方——の共時的（地域的）／通時的（歴史的）な多様性について、最も鋭敏な議論を行う一人である¹¹⁰⁾。実際、国際法の多様な機能を論じるにあたっては、「複数の国際法」(international laws) という把握さえ前提としている¹¹¹⁾。この意味で、暗黙の諸前提で固められた「『法』か否か」という単純な問いを大沼自身が立てないことは、必然とさえ言える。

そればかりか、大沼は、「行為規範／裁判規範」論を通じて、支配的国際法学の想定してきた裁判規範を念頭に置く「法」と、裁判外のフォーラムにおいて援用される「法」との違いを明らかにする。そこには、「法」の現れ方が、アクターやフォーラムごとに異なる

106) 田岡良一『国際法学大綱（改定増補版）・上』（巖松堂、1948年）15-6頁（「国際法は『法』か」という問いを、「国際法が法学の一部門として取り扱われるべきか」という問いに明確化した上で、肯定する。）なお、同様の議論を、「国際組織法」や「国連法」といった概念の定義の際にも見ることができる。「ソフト・ロー」概念を批判しつつ、伝統的な「法源論」もふまえながら、国際社会における法定立の組織化現象を把握するために「国連法」概念を提唱しているのは、河西・前掲論文（註70）。

107) Williams, G., "International Law and the Controversy Concerning the Word 'Law'", *BYBIL*, vol. 22 (1945)（国際法が「法」であるかという論争自体、論者の抱く一定の「法」観念を相手に押し付けようとする無意味な試みにすぎないと喝破する。）

108) 「法源」の「排他性」を批判的に検討する近時の研究として、Riedel, E., "Standards and Sources. Farewell to the Exclusivity of the Sources Triad in International Law?", *EJIL*, vol.2 (1991), pp.58-. ただし、既に述べたように、大沼の議論は、「法源」なる枠を前提として、それが狭すぎる、何かを加えるべきであるといった議論なのではなく、そもそも「法源」なる把握（構成）が適切かどうかという根底的批判であることに注意すべきであろう。

109) 方法論によって「法」の概念が異なりうることにつき、国際法学の代表的な方法論を概観した AJIL の方法論特集を参照。Ratner and Slaughter, *supra* note 59.

110) 大沼・前掲論文（註44）。大沼・前掲書（註44）。Onuma. "When was the Law of International Society Born?", *Journal of History of International Law*, vol.2 (2000), pp.1-66; 同「フーゴー・グロティウスにおける『一般国際法』の観念」『国家学会百年記念・国家と市民』第二巻（1987年）、等。なお、法の歴史的・社会的な多様性をふまえ、「法」の一律な定義が不可能なことを明言する者にシンハ（Sinha, *Legal Polycentricity and International Law*, Carolina Academic Press, 1996）がいる。各社会の法的伝統の多様性を概観する近時の比較法研究として、Glenn, P., *Legal Traditions of the World : Sustainable Diversity in Law*, Oxford Univ. Press, 2000.

111) 大沼・前掲論文（註6）・19頁。

りうるという認識が含まれている。これは、前章で見たラトナーが「法」と「非法」の区別を論じるにあたって、アクターの多様性をふまえ、「区別」の重みが規範の援用主体や援用場面ごとに異なるとしていたことに通じる。

さらに、大沼は、「法」の多様性をふまえながら、なお歴史的に育まれてきた「法」の固有性——正義や強制等の特徴に関する共通の理解（イメージ）の現存——も比較的詳細に指摘している¹¹²⁾。この意味に限定すれば、大沼自身は「法」と「非法」の区別を決して否定するものではない。むしろ、援用された一定の規範が「法である」として持ちあげられたり、「法ではない」として見くだされたりすることが、現実の外交や国内政治において重要な資源¹¹³⁾となることは、大沼自身、国際法の「正当化・正統化機能」など法の諸機能の議論を通じて論じるところである¹¹⁴⁾。このように、大沼の議論は、「区別」の「重み」についても、単なる外面的な行動への影響に還元されない言説的・象徴的側面を把握しうるものである。

以上のように、大沼の議論は、「法」と「非法」の区別について、「それが存在するか」という一義的・二分論的・客観的な問題設定から、「それが誰にとって、どれほど重要か」というアクターの多様性をふまえた問題設定へと歩みを進めるばかりでなく、法の機能の多様性に対する認識を通じて、「それがいかなる次元で重要か」という主観と客観に跨る法の存在構造をふまえた議論へと道を開く¹¹⁵⁾。

さらに、より具体的に「法」と「非法」の区別の実態を把握するという課題に即しても、大沼の「行為規範／裁判規範」論は、ひとつの示唆を与える。すなわち、大沼の国連総会決議に関する議論からも明らかなように、行為規範としての「法」は、裁判規範としての「法」よりも広い。このような大沼の「行為規範」概念の広さから読み取れるのは、裁判規範として国際法が機能する場面における「区別」の厳格さに比した、行為規範として国際法が機能する場面における「区別」の緩和の可能性である。この点を最後に検討する。

3. 法関与行動の類型論——「適用」・「援用」・「参照」

「法」と「非法」の区別の実態を把握するにあたって、ラトナーのように、「区別」の重

112) 大沼・前掲論文(註6)・29-30頁の注58では、「正義との結びつき」から「第三者による裁決性」に至るまで、8点にわたる国際法の一般的理解を指摘している。

113) 法規範の資源としての動員については、宮澤節生『法過程のリアリティ』(信山社、1994年)；Zemans, "Legal Mobilization: The Neglected Role of Law in the Political System", *APSR*, vol.77 (1983), pp.690

114) 大沼・前掲論文(註6)・22頁以下、特に31頁註63、33頁註71,72とそれに対応する本文を参照。

115) これは、既に遵守論で見たように、外面的な合致の有無を越えた行為の共同主観的な意味理解の重要性とも密接に関わる。この点につき、前掲註40以下とそれに対応する本文を参照。

視を左右する要因をアクターごとに個別的に探るということも実証研究として一つの重要な作業である。しかし、現にラトナーの議論は、多様な要因をその場その場で指摘し、アクターについて一定の分類を設けながらも、これを全体的に整理する軸を構築していないため、理論的には、多様な要因がある（状況依存的である）という概括的な暫定的結論にとどまっていた。このラトナーの一般論を越え、なお国際法学に関連性を持つかたちで、様々な「法」と「非法」の区別の実態のデータを見通しよく整理することができないだろうか。

本章で検討してきたように、支配的国際法学との緊張関係を保ち続ける「裁判規範」と「行為規範」の対比は、現在の国際法学からの出発点として適切であり、「法」と「非法」の区別の実態の把握に対しても示唆を与えている。とはいえ、「行為規範／裁判規範」論は、「法」と「非法」の区別をめぐる経験的素材の整理軸として見ると、必ずしも十分なものではない。それは、「行為規範」概念が広すぎることによる。「行為規範／裁判規範」論を規範使用／作用の類型論と捉えると、類型としては二類型にとどまる。それゆえ、「裁判規範」が明確に限定されればされるほど、「行為規範」概念が「非・裁判規範」として広がってしまい、現実の多様性の前では、類型論として用いる意味が減少してしまう。

言い換えるならば、ここで追究している課題が、各々のアクターにとっての「区別」の重みのあり方という、いわば「ミクロ」な課題であるのに対して、大沼の「行為規範／裁判規範」論が、なお「マクロ」の趣が強いということである。

一方で、大沼は、「国際社会における法と政治」という大局的な見地から多面的な国際法の諸機能の議論を行っている。それは、国際法総体が果たしうる諸機能を概観する「マクロ」な議論である。他方で、大沼は、「行為規範／裁判規範」論を通じて、特定の主体による特定の使用形態を想定する一面的な把握を批判している。それは、現実の多様なアクターのもとで国際法が実際に機能している実態を把握すべきだという問題提起であって、本来は「ミクロ」な議論である。

しかし、大沼は「行為規範」を論じる際、個々のアクターによる「国際法」への関与を例証しながらも、それ以上に『国際法が行為規範として働く』とは、どういうことか』という点について積極的に整理していない¹¹⁶⁾。たしかに、大沼は、裁判外のフォーラムにおいて国際法が援用される論証過程に様々なアクターが関与することを指摘し、きわめて具体的に、権利侵害を主張する他国政府、現行政権批判を試みる反対勢力、規範遵守を

116) これとは対照的に、本稿でもしばしば参照している大沼・前掲論文（註6）における国際法の諸機能の議論は、「拘束的機能」とその他の諸機能に二分し、さらに、その他の諸機能を三類型に整理している。この違いは、大沼の「機能論」が、国際政治との関係で、国際法の機能（存在理由）について積極的に理論構築を試みるものであるのに対して、「行為規範」論が、議論全体の文脈からすれば、あくまでも「裁判規範」を重視する支配的国際法学の認識批判を主眼としていることによるのであろう。

促す NGO・メディア・運動家やこれらに動かされた他国政府、遵守確保を任務とする国際組織、権利侵害を主張する個人などを列挙している。そのうえで、「行為規範としての国際法が取り上げられ、実際に議論される状況」として、このような「紛争に関与する当事者」による裁判外の論証過程において、主張の正当化に規範が用いられることを重視している¹¹⁷⁾。この議論は、様々な具体的アクターによる国際法の使用の実態を把握しようとする「マイクロ」な議論である。しかし、「紛争」にせよ、「主張の正当化」にせよ、ここで鍵となっている「論証過程」の中身が、そのような規範の対決的な援用の事例に限られるとするならば、国際法が「行為規範」として働く様々な場面のうち、あくまでも一部にとどまる例証と言わざるをえない。大沼の多面的な国際法の機能論の具体化としても、より多彩な「マイクロ」の議論がありうるはずである。実際、大沼の指摘する国際法の多様な諸機能は、いかなるアクターのいかなる法関与行動によって担われるのだろうか。そして、国際法が「行為規範」として働く場面に、いかなるアクターのいかなる法関与行動があるのだろうか。いずれにしても、もう一步立ち入った「マイクロ」な議論が必要である。

前節で見たように、大沼の議論の利点は、「マイクロ」な法の使用／作用の議論が、法の機能の多様性に対する「マクロ」な理解に支えられることによって、主観と客観に跨る法の存在構造をふまえた探究の基礎となりうることにあった。ところが、肝心の二つの連結が、「行為規範」論の概括性によって困難となっている。この大沼の二つの議論のミッシング・リンクをいかに補うるか。大沼の「行為規範／裁判規範」論を、「法」と「非法」の区別の実態に関連性を持った「規範使用／規範作用の類型論」として発展させることが、いかにして可能だろうか。

ここでは、国際法学の側から議論を一步ずつ進め、アクターの法関与行動について補充的な類型化を試みることにしたい。現に重視されている法学上の内的視点や諸概念との適合性に配慮しながら、既に検討した経験的素材も念頭に置いて、以下、理念型を構築してみる。

(1) 「適用」(*third-party mode*)

支配的国際法学が念頭に置く法使用／作用の類型は、裁判上の「適用」である。これこそ、まさに大沼の「行為規範／裁判規範」論の批判の対象であり、この対概念の明確な一方の極をなすものであった。理念型の構築にあたっては、この「裁判規範」の類型を一方の極に置くことから始めよう。規範の使用／作用類型としては、第三者 (*third party*) による「適用」の場面である。この類型において「法」と「非法」の区別が重視されること

117) Onuma, *supra* note 97, pp.210-1.

は、既に多くの素材が語る場所である。

この「法」と「非法」の区別の重視に関連する要素として、さしあたり、次のようなことを指摘しうる。まず、第三者の司法的解決に対する中立性、公正さ、正式性、確定性といった規範的期待である。この類型の「適用」主体が近代西欧国内裁判所の裁判官をモデルとし、「法を知る」ものと想定されていること (*jura novit curia*) は、関係者の「法の無知」が区別の重みを消すというラトナーの指摘の対極にあり、「法」と「非法」の区別の重視に傾く要素である。

また、第三者たる裁判所／裁判官によって「適用」される規範が、決定の正当化根拠として機能していることも関連する。とりわけ、国際裁判においては、「適用」と「執行」との隔離は大きく、しばしば「執行」を念頭に置く物理的な強制的解決よりも、むしろ宣言としての「適用」行為自体の象徴的影響力が重要となる。そのため、「適用」される裁判規範が敗訴当事国に対する不利益決定の正当化根拠でもなければならず、敗訴当事国を法的に拘束しない規範に基づく正当化が難しいという事情も存在するだろう。

(2) 「参照」 (*first-party mode*)

第三者 (*third party*) による規範の「適用」場面を、「法」と「非法」の区別が重視される一つの極とすると、他方の極に何を置くことができるか。言い換えるならば、規範が使用される／作用する場合のうち、「法」と「非法」の区別が重視されない典型的場面は何か。

この点、国際法学上、紛争解決類型を分類する際に、「裁判」と「非裁判手続」が対照されていることに着目できよう¹¹⁸⁾。その際、紛争の強制的解決としての「裁判」の対極的な位置には、当事者の自主的解決としての外交交渉が置かれることが多い。たしかに、「裁判」と比較すれば、外交交渉では「法」と「非法」の区別が重視されないとさえそうである。しかし、前章までに見たビルダーや中村の結論でもあるが、経験的に言って、外交交渉において「法」と「非法」の区別が典型的に重視されないとまでは言いにくい。

そもそも、規範の使用／作用が紛争過程に限られないことから、この図式は適切ではない。「法」を念頭に置くと、紛争過程という対決的な場面に着目しがちである。しかし、規範一般を念頭に置かざり、紛争や対決の存在しない規範の使用／作用類型を含める必

118) 山本・前掲書(註98)・第3部第4章。紛争解決類型における国際法の関連性のあり方を考察した先駆的な業績として、河西・前掲論文(註98)。なお、河西には、本節での課題と重なる「適用」観念の再検討を行う先駆的研究もある(河西直也「国際法における『合法性』の観念(一)(二)」『国際法外交雑誌』80巻1号、2号(1981年))。紛争解決類型について、当事者間の自由な「合意」と第三者の拘束力ある「決定」との両極を設定するのは、棚瀬孝雄『紛争と裁判の法社会学』(法律文化社、1992年)第1章(ただし、紛争解決内容の「規範による統制」など、別の軸も設定している)。

要がある。特に宣言的效果や教育的効果など、規範の機能の多様性を考慮に入れるべきであろう。例えば、世界人権宣言の普及のような場合には、「法」と「非法」の区別が重視されない局面が含まれる¹¹⁹⁾。また、いわゆる「内面化」された規範は、「法的拘束力」の有無にかかわらず、受範者単独でも自主的に実現される。

そこで、「行為規範」としての規範の広範な使用／作用類型の中から、行為者によって規範が自発的に用いられる場合を一つの核となる類型として、「適用」の対極に置くことにする。すなわち、規範の使用／作用で言えば、当事者限り (*first party*) による「参照」の場面である。実際、自主的な行為指針など、従来「ソフト・ロー」と呼ばれることがあった政策的な「非法」規範の多くは、このような当事者の自主的な参照によって機能することを前提としてきた¹²⁰⁾。

とりわけ、国際社会におけるアクターの法関与行動を把握するための類型として、この「参照」類型の重要性は改めて強調されるべきであろう¹²¹⁾。特に、この「参照」には、アクターの行動に対する直接的・外面的影響の有無に関わらない、象徴的な次元における「参照」行為が含まれる。そもそも、法の諸機能の議論を通じて見てきたように、当事者が一定の規範を「参照」することと、それを「考慮」するかどうか、それを行動へと現実化するかどうかということは、それぞれ別個の問題である。すなわち、規範を「参照」しても、それがどれほどの重要性（「規範的圧力」）をもつかについては様々なファクターが影響する¹²²⁾。また、ビルダーが指摘していたように、アクターは、重要視する規範に対し、関連事情の総合考慮のもと、現実行動ではあえて背くこともある。その反面、現実の逸脱行動があったとしても、当のアクターや周囲の関連主体が当該規範をなお重要視するならば、「規範的圧力」は維持される¹²³⁾。このような次元の違いに加えて、とりわけ国際

119) 前掲・註29。つまり、ここで、大沼の機能論における「基本了解体現機能」等がリンクすることになる。

120) この類型において「法」と「非法」の区別が重視されないことは、自発的遵守を正統性との関連で考察したトマス・フランクが『法』と『非法』の無関係』として既に論じている。Franck, *supra* note 39, ch.2.

121) 「法」の強制的実現は、国内法にとってさえ例外的な事態である。国際法の最も基本的な実現態様も、相手方又は第三者による強制的実現ではなく、名宛国自身の政策担当者やこれに影響力を持つ者による自発的な参照による。さらに、国際法においては、そのような自発的実現のみならず、名宛人による条約を通じた自発的な法的義務の個別的受容が法過程に組み込まれている。その意味で、「法」と「強制」との過度の観念的結合は、国際法の実態を正しく捉えることを困難とする。川島武宜「遵法精神」『川島武宜著作集第四巻』（岩波書店、1982年）166-70頁を参照。国際法における「自発的遵守」の規範的含意については、Okuwaki, N., "The Changing Nature of International Obligations: Can Voluntary Compliance Overcome the Difficulties in the Present Nation-State System?", Nakagawa, J., et al. (eds.), *Trilateral Perspectives on International Legal Issues*, Transnational Publishers, 1998.

122) 既に指摘したように、なお枠組みの示唆にとどまるが、P・ヴァン・ダイクの「規範的圧力」の議論 (Dijk, *supra* note 63) はこのレベルを包括的に検討するものである。

123) P・ヴァン・ダイクは、このような規範のいわば「抗事実性」につき、「規範的圧力」と「実効性」の区別（及びその相互関係性）を論じる過程で指摘している (*ibid.*)。さらに、「法」と「非法」の区別に即して注意すべきなのは、「区別」の重視によって「法」規範と「非法」規範とが截然と区別されながらも、実定「法」

社会における「法」のあり方からしても、主観的・象徴的側面の把握は、外面的な「現実的行動」に勝るとも劣らず重要である。また、既に検討したように、他主体による意識的・強制的な「規制」のみならず、無意識的作用を含めた主体と規範との相互作用の把握も必要であった。「参照」による法の使用／作用類型は、このような象徴的・構成的な次元を考慮に入れるためにも有用である¹²⁴⁾。

(3) 「援用」(*second-party mode*)

以上の「法」と「非法」の区別の重みについて両極をなす類型としての、「適用」と「参照」との間に、相手方 (*second party*) に対する「援用」が位置づく¹²⁵⁾。大沼が「行為規範」を論じるにあたって「論証過程」に着目していたように、「行為規範」論には、この「援用」類型が重要な位置を占める。

この類型、すなわち具体的当事者間における交渉や行為の正当化の場面において、援用される規範の「法的拘束力」の有無がどれほど重視されるかは、千差万別であろう。ラトナーが挙げていたようなアクターの個性のみならず、より典型的に把握しても、例えば、特定の紛争解決過程における交渉か、一般的な問題解決をめざすものか、あるいは協力促進を目的とするものかなど、様々な事情が関連してくることが直ちに予想される。

この点、検証は別の機会に譲らざるをえないが、既に見た二つの理念型の両極への接近度によって、次のような整理を試みることができないであろうか。

すなわち、当事者間の規範の「援用」であったとしても、両当事者がともに規範を「参

上の一般条項（「衡平」等）や参照条項（海洋法条約 211 条 2 項等）・考慮条項（オゾン層保護のためのウィーン条約 11 条 5 項等）など、規範相互の絡み合いが存在していることである（前掲註 22 参照）。

124) 法の構成的側面も、法の象徴的側面も、ここで問題としている「行為規範／裁判規範」という類型（さらに、これを詳細に把握するための「適用／援用／参照」類型）とは異なる次元の問題であって、「参照」類型のみが、構成的側面や象徴的側面と関わるわけではない。とはいえ、「裁判規範」から「行為規範」へと視線を移し、「適用」から「参照」へと視線を移さなければ、構成的側面や象徴的側面を把握しにくい（逆に、構成的側面や象徴的側面へと視線を移さなければ、「参照」の重要性を理解しにくい）ということは少なくとも言えるだろう。

125) これに類する図式としては、社会秩序構成について“first-party control”, “second-party control”, “third-party control”を区別するエリックソンの類型論がある。ただし、これは国内社会や地域社会を念頭に置いて「社会統制の諸類型」を包括的に論じるものであり、「法」は、政府の関与する第三者統制にもっぱら分類される (Ellickson, *Order without Law*, Harvard Univ. Press. 1991). なお、このエリックソンを始めとする（米国を中心とした）社会規範論の国際法学への含意については、Kingsbury, *supra* note 13, pp. 362-364; Weiss, *supra* note 56, pp. 539-546.

このような 3 類型を、本文と同様に用いる例としては、ボダンスキーがいる。ボダンスキーは、環境をめぐる「宣言」法の役割を論じるにあたって、裁判における「法」と「非法」の重視にも言及しながら 3 類型を用いている。Bodansky, D., “Customary (and Not So Customary) International Environmental Law”, *Indiana Journal of Global Legal Studies*, vol.3 (1995). pp.105-20.

かつてトマス・フランクも、国際社会の法定立の特徴について、これに似た 3 類型を用いた。Franck, T. M., *The Structure of Impartiality*, Macmillan, 1968, pp.11-.

照」することが含まれるような場面（協力状態のもと、行為指針を探索しているような場合）や、「援用」と「参照」が密接に結びつくような場面（「援用」が相手方に対して教育的効果をもたらすような場合）においては、「法」と「非法」の区別が重視されない方向へと傾く。

これに対して、規範の「適用」に近い形で、相手方に対して規範を「援用」するような場面（紛争状態のもと、相手方に対する要求の根拠として、対決的に規範が援用されるような場合）や、裁判による「適用」が具体的当事者の念頭にあるような場面（いわゆる「仮想の法廷」「敗訴の威嚇」が働きうるような場合）においては、「法」と「非法」の区別が重視される方向へと傾く。

4. 三類型の現実適合性

以上の、第三者による「適用」、当事者間での相手方に対する「援用」、当事者単独の「参照」という規範の使用／作用類型は、国際社会における規範の使用／作用の多様性をふまえながら、「法」と「非法」の区別の現実を把握するために仮設されたものである。

この三類型に依拠することによって、特定のアクターの視点に過度に囚われることなく、国際社会における「法」と「非法」の区別の実証的把握に向けた一步を踏み出せる。例えば、従来国際法学において理論的な把握が十分ではなかった「法的拘束力」を持たない「リオ宣言」や「ウィーン人権宣言」等についても、これらが裁判においてほとんど「適用」されることのない現実をふまえつつ、他方で、裁判以外のフォーラムにおいて、様々なアクターによって行為規範として用いられる数多くの場面を、「参照」及び「援用」という類型を通じて「ミクロ」に認識し、整理していくことができるだろう。さらに、「法」と「非法」の区別の厳格化や緩和についての理念型としても、ここでは、従来の法学上の内的視点と諸概念との適合性にも配慮し、既に本稿で見た研究を含め、経験的な素材も念頭に置いて理念型を構築していることもあって、現実との整合性は一応保たれているように見える。とはいえ、今後、国際社会における様々な「法」と「非法」との区別の実情に照らして、適切な類型化であるかどうか、検証されなければならない。

特殊な内的視点の絶対化ゆえに国際規範を捉えそこなってきた国際法学にとっての国際規範研究は、これを可能とする理論的視点と、具体的に依拠する枠組がなければ困難である。特に、「法」と「非法」の区別は、お互いに相手の見ている世界が見えなくなるほどに、法に対する内的視点と外的視点とのすれ違いがある。そのためには、特定の視点の絶対化を避けつつも単なる相対主義にとどまらない現実把握が求められる。すなわち、規範の影響力を客観的・外的な行動へと還元せず、かといって特定の主観的・内的な認識を絶対化するのでもなく、法を始めとする規範の共同主観的な存在構造を適切に把握しうる理

論的基礎が必要である。以上は、大沼の近時の「行為規範／裁判規範」研究に、国際規範を排する支配的国際法学の視線を克服する可能性を見出し、将来の実証的研究に向けた一歩として、アクターの法関与行動について補足的に理念型の素描を試みたものである。

V. おわりに

既にその一端に触れたように、国際規範論は、従来の国際法学で自明視されがちであった、国際法と国際規範との同視を疑う。のみならず、「非法」規範を視野に収め、国際法学が正面から展開してこなかった、国際社会における諸規範の「規範間関係」という論点を提起する。

支配的国際法学の視線には、法の「境界」に位置する現象の解明が、必ずしも、国際法実践の改善に——ひいては地球社会の改善に——繋がる保証はなく、むしろ、そのスタイルによっては、国際法実践の存立さえ脅かすという恐れが寄り添っている。実定法主義のみならず、ときに法至上主義とさえ映りかねない自閉性は、この恐れを存分に噛みしめたものである。この恐れに基づく厳格さこそが、日々の国際法実践を構築し、維持し、強固なものとしていく。

しかし、同時に、自己を相対化する視点を「内部」に持たないことが、国際法実践を自壊へと導く恐れがある。過剰な適応は、たしかに自律性を失わせるかもしれない。しかし、適応のない独善は、現実との関連性を失わせ、自律性の基盤さえも掘り崩す。自己を相対化するためには、自らの依拠する前提を問い返さねばならない。「その想定は、現実に適合しているか？」——この問いを幾層にもわたって自問し続けなければならない。国際法学の想定するアクター像と現実の国際法の適用・援用・参照者。国際法学の様々な価値前提と地球社会の現実を生きる民衆と将来世代の抱く価値、等々。

本稿を通じて、近時の研究動向に確認してきたのは、視点の単なる移行や切り替えにとどまらずに、国際法実践の根底にある一つの内的視点を重視しながら同時に相対化することを実際に遂行すること——国際法学から国際規範研究へと歩む道のり——の並大抵ではない困難さであった。

この困難さを自覚しながら、本稿後半では、「法」と「非法」の区別につき、ステューブン・ラトナーの議論が、国際法学からの国際規範研究をめざす歩みにとって一つの道しるべとなりうることをみた。さらに、その道しるべをめざすにあたり、大沼保昭の「行為規範／裁判規範」論が、国際法学から国際規範論を展開する基礎となりうることを読み取ってきた。この先、国際規範研究へと向かう道のりに、本稿で触れた以上に数多くの困難

が待ち受けているだろうが、ともあれ、ここから先の歩みを報告することは別の機会になる。

国際法実践が、「法」と「非法」の区別に自己を見出し続ける無数の瞬間に、その切実さを十分に認めながらも、同時にそれを相対化する視点。国際法学からの国際規範論の展開が、そのような視点をもたらす可能性に賭ける価値はある。